

第3期苦小牧市

子ども・子育て
支援事業計画

～子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい～



令和7年3月
苫小牧市

はじめに

国は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を本格的にスタートさせ10年が経過しましたが、少子化が予想を上回るペースで進むなか、児童虐待やいじめなど、子どもを取り巻く状況の改善が喫緊の課題となっております。

これらの課題解決に向けて、令和5年度に「こども家庭庁」を創設し一元化して対応するとともに、子どもの視点に立って意見を聴き、一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか」社会の実現を掲げるなど、子ども・子育て政策の大きな転換期を迎えております。

本市では、第2期計画まで「量と質」の両面から子育てを地域全体で支えるため、私立幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育施設の整備等によって待機児童の解消を図ってきたほか、地域子ども・子育て支援事業の充実により子育て環境の改善に取り組んでまいりました。

この度の第3期計画では、待機児童解消策を中心にしたものから、保育の質や子育て支援施策の拡充に軸足を置いた転換を図るなど、加速する少子化・人口減少に歯止めをかける最後のチャンスであるという認識のもと、妊娠期から切れ目ない支援を推進し、地域が一体となった子育て世代に手厚い「子どもど真ん中」を目指すものとしております。

今後とも、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体のご協力をいただきながら、地域全体で子育て世帯を支え・応援していけるよう、子ども・子育て支援策を講じてまいります。

結びに、本計画の策定に際し、多様なご意見やご提言を賜りました「子ども・子育て審議会」の皆様をはじめ、ご協力をいただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

苫小牧市長

金澤 俊

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	5
4 策定体制	5
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 人口	9
2 世帯	12
3 人口動態	14
4 就労の状況	16
5 教育・保育事業の状況	18
6 地域子ども・子育て支援事業の状況	20
7 子ども・子育て支援施策の実施状況	25
8 ニーズ調査の結果概要	26
9 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題	33
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 各主体の役割	39
第4章 子ども・子育て支援事業計画	41
1 教育・保育提供区域について	43
2 児童数の推計	44
3 量の見込みについて	45
4 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策	47
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	51
第5章 子ども・子育て支援施策の推進	61
施策体系	63
基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します	64
1-1 子どもの健康増進	65
1-2 親の健康増進	67
1-3 食育の推進	68
1-4 小児医療の充実	69
基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実します	70
2-1 幼児期の教育・保育の充実	71
2-2 放課後の教育環境の整備	71

2-3	学習指導の充実	72
2-4	国際教育の充実	73
2-5	教職員の資質向上	74
2-6	教育施設の整備	75
2-7	地域に開かれた学校づくり	75
2-8	いじめ・不登校対策の充実	76
2-9	家庭・地域の教育力の強化	78
2-10	多様な体験活動の充実	79
2-11	スポーツ活動の推進	82
2-12	読書活動の推進	83
2-13	健全な成育環境の整備	84
2-14	子どもの活動の経済的支援の充実	85
2-15	思春期保健対策の充実	85
基本目標3	それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします	88
3-1	子育て家庭等への経済的負担の軽減	89
3-2	子育てに関する相談及び情報提供体制の充実	92
3-3	親の子育て力の強化	93
3-4	子育て家庭同士の交流の推進	95
3-5	保護の必要な子どもの受け入れ先の確保	95
3-6	ひとり親家庭等への相談体制の充実	96
3-7	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	97
3-8	重層的支援体制整備の推進【新規】	98
基本目標4	仕事と子育ての両立を支援します	99
4-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	100
4-2	多様なニーズに対する保育サービスの充実	102
基本目標5	地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくれます	104
5-1	地域の子育て力向上のための支援の充実	105
5-2	地域における子育て相談・交流の充実	106
5-3	子どもの健全育成の推進	108
5-4	子どもの権利の普及・啓発	110
5-5	安全安心なまちづくりの推進	111
5-6	安心して外出できる環境の整備	112
5-7	子どもの交通安全の確保	114
5-8	青少年の非行対策の推進	115
5-9	子どもの犯罪被害防止	116
基本目標6	一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します	117
6-1	児童虐待防止に対する対策	118
6-2	DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実	120
6-3	障がい児の発達支援の充実	121
6-4	障がい児家庭への経済的支援の充実	123
6-5	障がい児の教育・保育の充実	124
6-6	特別支援教育の推進	125

第6章 計画の推進体制	127
1 関係機関等との連携	129
2 計画の達成状況の点検・評価	129
資 料 編	131
1 苫小牧市子ども・子育て審議会委員名簿	133
2 苫小牧市子ども・子育て審議会開催経過	134

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に出生率の低下、子どもの人数の減少が続いており、少子高齢化の流れは今でも続いております。

本市においても子どもの人数、出生者数の減少は続いており、令和4年には出生者数が1,000人を切り、令和6年には779人となっています。この傾向は、同時に子どものいる世帯の減少であり、さらには子育て経験のある市民、身近に子どものいる市民の減少にもつながります。また、婚姻率の低下や核家族の増加、ひとり親世帯の増加など、結婚や家族に対する意識の変化は続いていると考えられます。

このような環境下においても、本市で生まれた子ども一人ひとりには、笑顔で育ち、幸せな将来を進む権利があります。そのため、結婚出産を希望する市民が家庭を築き、親子が安心して生活できる環境を整備する必要があります。

国では、平成27年度から幼児期の教育・保育、地域の子育ての支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、以降、社会情勢の変化に応じた法改正や制度改正を行ってきました。令和5年4月には「こども基本法」の施行に合わせ、こども家庭庁が創設され「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや少子化対策の集中的な取り組みを示す「こども未来戦略」を策定するなど、子どもや子育て当事者の支援の強化が進められております。

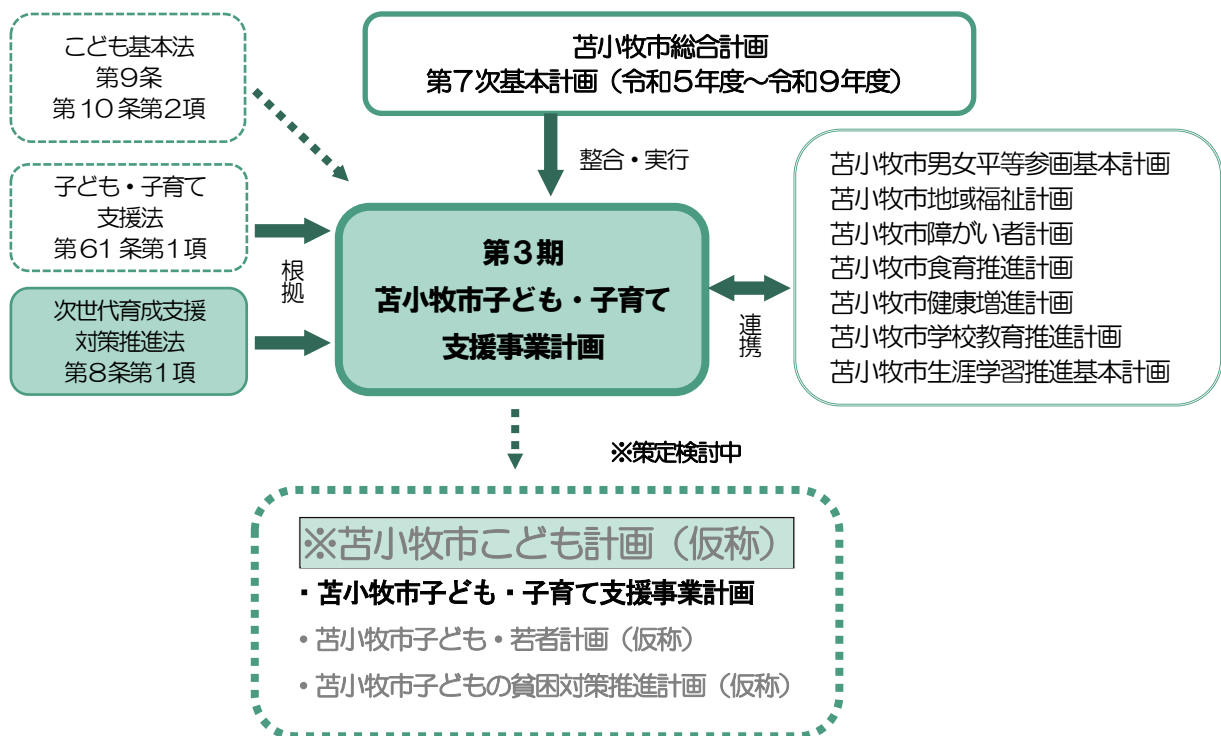
本市では、平成27年度から「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画（第1期、第2期）」において、質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消などを目指し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保や子ども・子育て支援施策の推進を図ってきたところであり、既存施設において概ね対応できる体制整備を構築してきたところです。

しかしながら、家庭における子育ての不安や孤独感を和らげ、親子の心を育み、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支援するため、本市では、令和6年度で終了する現行の「第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」に代わる「第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、時代の要請に応じた総合的な子育て関連施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、子ども・子育て支援施策全般について、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の役割を担います。また、こども基本法第9条に基づく「こども大綱」を念頭に置きながら策定するものとしします。

また、苫小牧市総合計画の下位計画として、苫小牧市男女平等参画基本計画、苫小牧市地域福祉計画、苫小牧市障がい者計画、苫小牧市食育推進計画及び苫小牧市健康増進計画との連携を図りながら、地域の子ども・子育て支援の総合計画として進めていきます。



※ こども計画について

国は、令和5年12月に「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」を閣議決定しました。

これまで別々に作られていた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化され、「こども基本法」ではこれらを勘案して自治体「こども計画」の策定に努めることとされております。

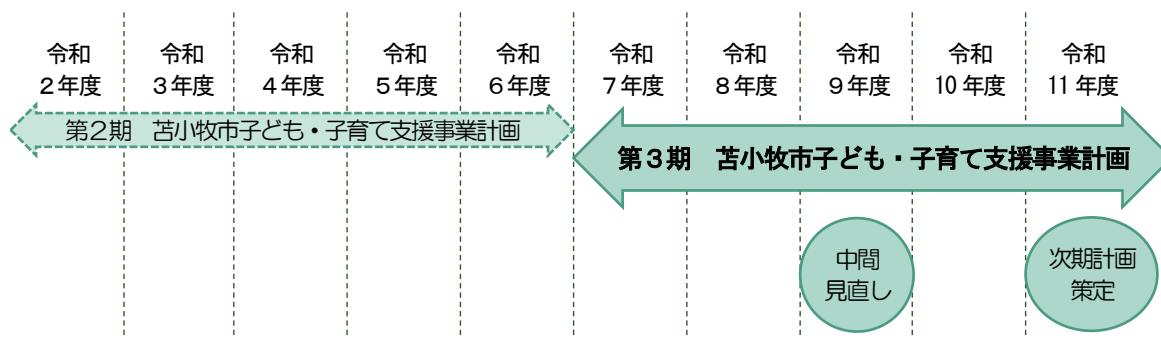
本市は、周期計画で義務となっている「第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を先行して策定いたしますが、今後示される北海道のこども計画や既存の各法令等に基づく計画策定の方向性等を勘案しながら、こども施策を一体的に網羅する「苫小牧市こども計画（仮称）」の策定について検討していきます。

3 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

第2期計画が令和2年度から令和6年度であったことから、第3期計画は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和9年度を目途に中間見直しを行うものとします。

さらに、令和11年度には、次期計画（第4期計画）の策定を行います。



4 策定体制

(1) 苫小牧市子ども・子育て審議会の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」に位置付けられるものとして設置した「苫小牧市子ども・子育て審議会」において、計画の内容について、学識経験者、子ども・子育て関連団体の代表、公募委員等による議論を進めています。

(2) ニーズ調査（利用者意向把握調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するため、また、子育ての実態や子育て支援施策の意向等を把握し、確保方策を検討するため、未就学児及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年12月19日から令和7年1月17日までの30日間で、市ホームページ、市役所窓口、各出張所・コミュニティセンター等で計画案を公表し、市民の皆様からの意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

なお、1件意見提出がありましたが、計画案どおりとしました。

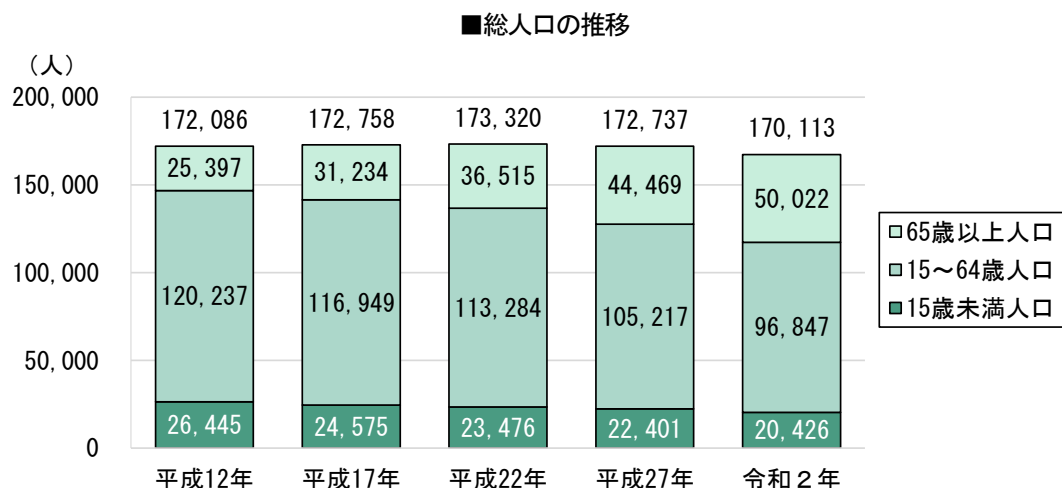
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口

(1) 人口の推移

国勢調査における総人口は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、その後は減少に転じ、令和2年に170,113人となっています。

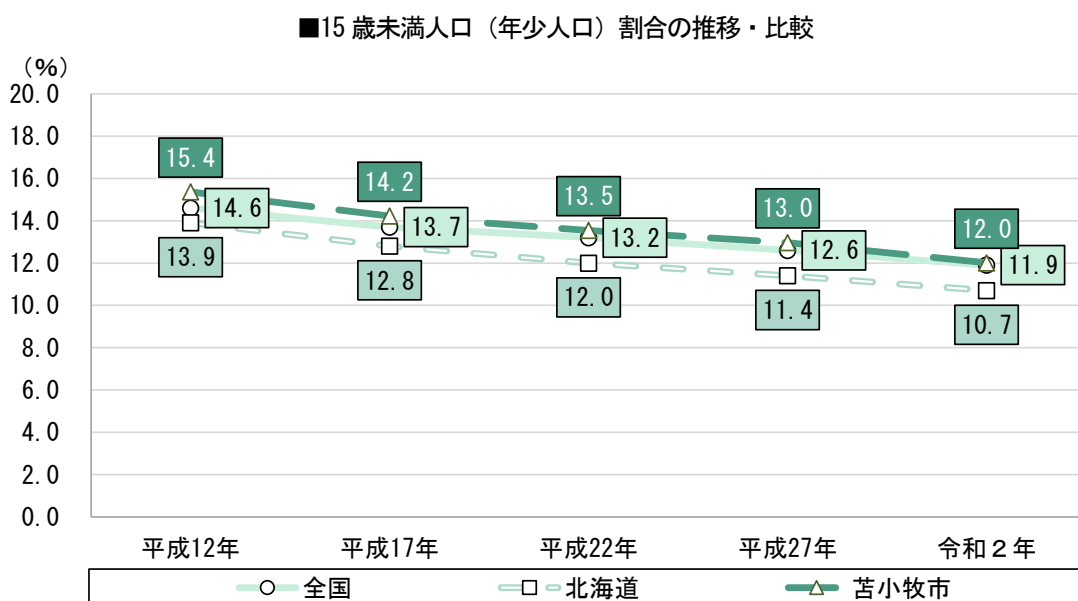
また、15歳未満人口（年少人口）は、長期的な減少傾向が続いており、平成12年の26,445人から令和2年には20,426人となっており、20年間で6,019人（22.8%）減少しています。



資料：国勢調査

総人口に占める15歳未満人口（年少人口）の割合は、本市では平成12年以降低下が続いており、平成12年の15.4%から令和2年には12.0%となっており、20年間で3.4ポイント低下しています。

この割合を全国、北海道と比較すると、本市では各年とも全国、北海道を上回っているものの、大きな差はみられません。

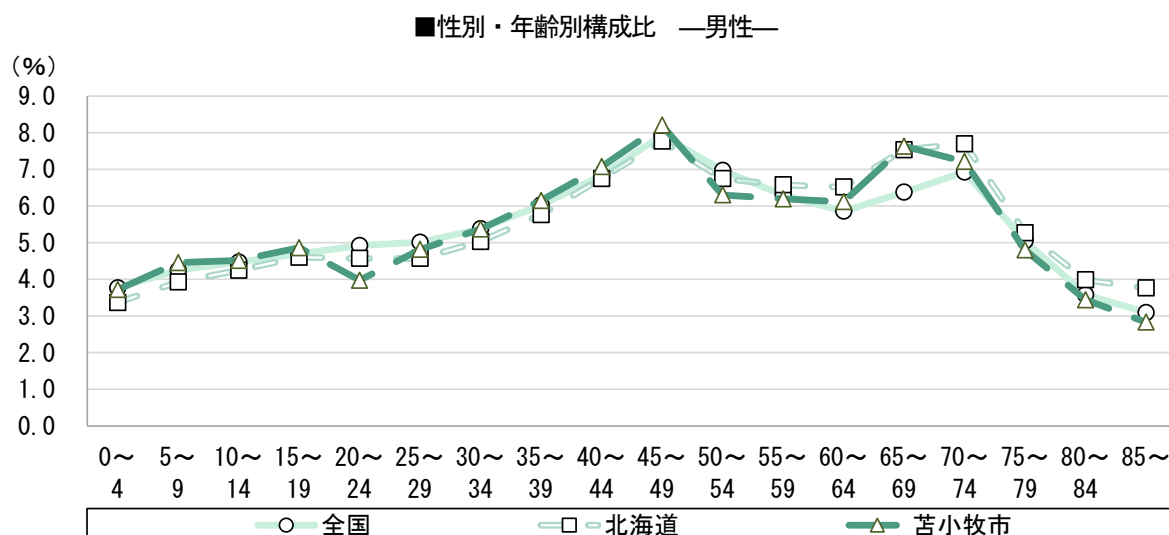


資料：国勢調査

(2) 人口構成

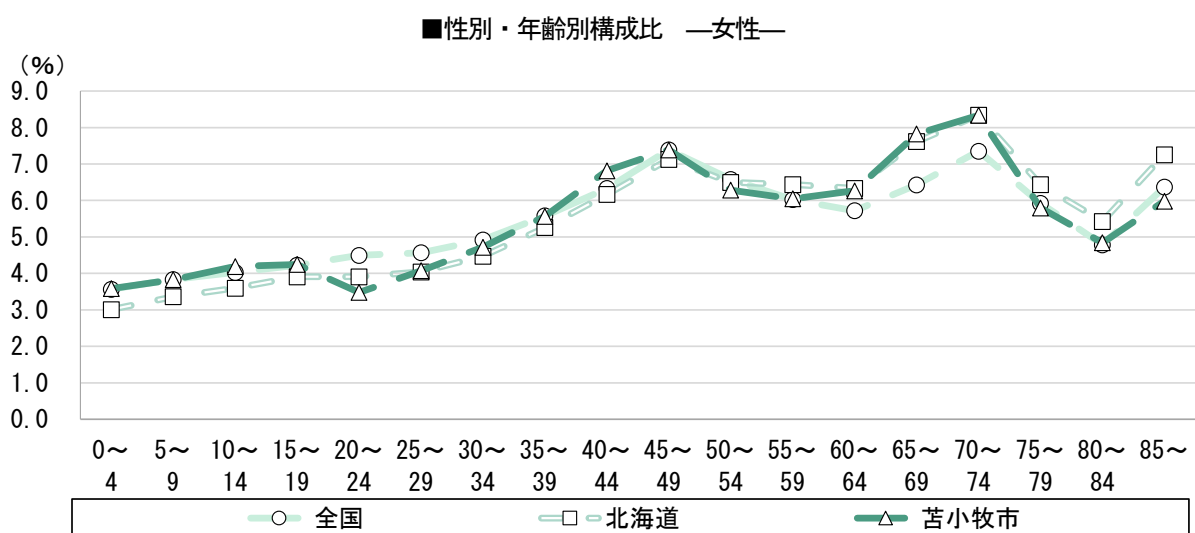
令和2年の国勢調査における男性の年齢別構成比（5歳階級）は、45～49歳と65～69歳の二つのピークがあります。

全国、北海道と比較すると、30～34歳から45～49歳まではほぼ同じ割合となっています。また、20～24歳では、全国、北海道より低い割合となっています。



女性の年齢別構成比（5歳階級）は、45～49歳と70～74歳の二つのピークがあります。

全国、北海道と比較すると、0～4歳から15～19歳までは全国、60～64歳から70～74歳までは北海道とほぼ同じ割合となっています。また、20～24歳では、全国、北海道より低い割合となっています。



(3) 子どもの人口

子どもの人口については、0歳で令和2年度から令和3年度にかけて15人増加していますが、その他の期間では減少しています。また、その他の年齢層では減少が続いています。

第2期計画における推計値と実績値を比較すると、未就学児のうち0歳は各年度で推計値を下回っており、令和4年度には103人、令和5年度以降は200人以上下回っています。1-2歳では令和3年度以降、3-5歳では令和2年度、令和5年度以降推計値を下回っています。

なお、小学生では9-11歳児で令和2年度と3年度に推計値を下回っていますが、その他の年度では推計値を上回っています。

(人)

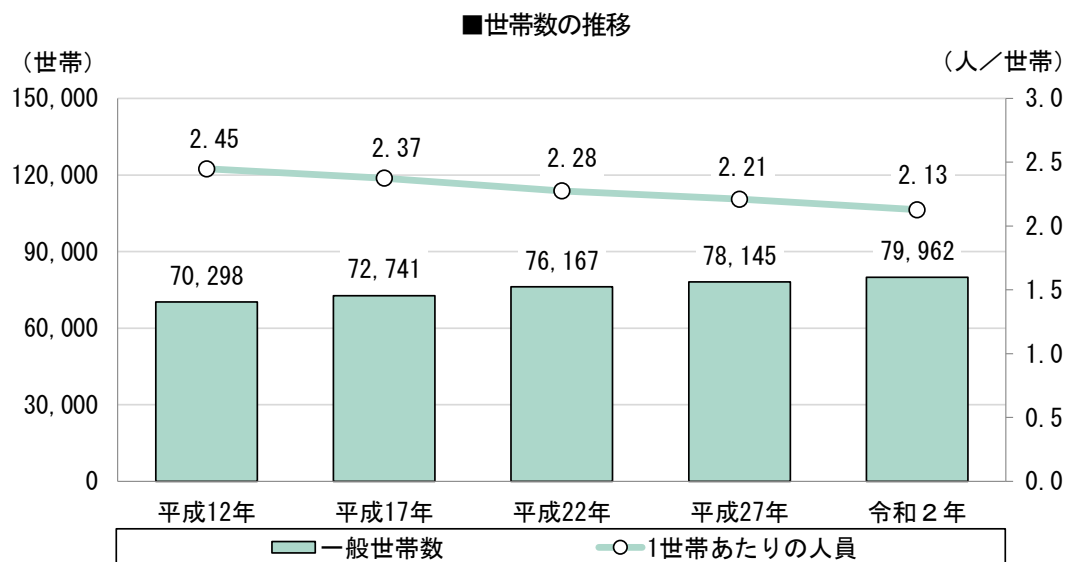
区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児	0歳	推計値	1,185	1,153	1,124	1,099	1,074
		実績値	1,097	1,112	1,021	889	861
		差	▲ 88	▲ 41	▲ 103	▲ 210	▲ 213
	1-2歳	推計値	2,456	2,397	2,343	2,282	2,228
		実績値	2,470	2,336	2,257	2,150	1,919
		差	14	▲ 61	▲ 86	▲ 132	▲ 309
	3-5歳	推計値	4,069	3,910	3,720	3,602	3,511
		実績値	4,057	3,916	3,735	3,571	3,430
		差	▲ 12	6	15	▲ 31	▲ 81
小学生	6-8歳 (低学年)	推計値	4,382	4,253	4,195	4,014	3,859
		実績値	4,387	4,278	4,222	4,038	3,874
		差	5	25	27	24	15
	9-11歳 (高学年)	推計値	4,531	4,480	4,395	4,354	4,225
		実績値	4,518	4,458	4,410	4,377	4,284
		差	▲ 13	▲ 22	15	23	59

資料：第2期計画、住民基本台帳

2 世帯

(1) 世帯数の推移

平成12年以降の国勢調査における世帯数は、増加傾向が続いており、平成12年の70,298世帯から令和2年には79,962世帯となっており、20年間で9,664世帯（13.7%）増加しています。

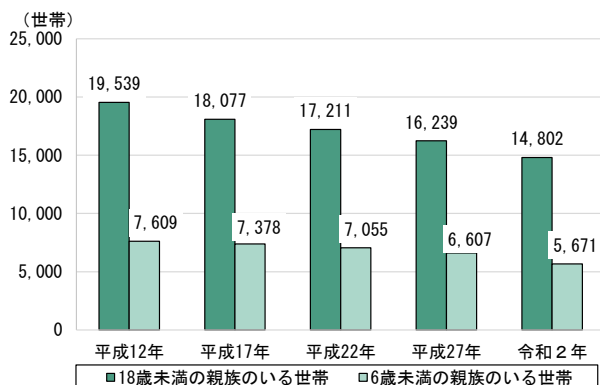


資料：国勢調査

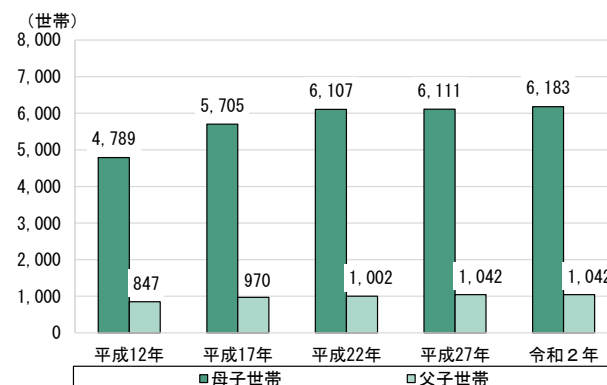
平成12年以降の国勢調査における子どもがいる世帯数は、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに、長期的な減少傾向が続いており、令和2年までの20年間で18歳未満の親族のいる世帯が4,737世帯（24.2%）、6歳未満の親族のいる世帯が1,938世帯（25.5%）減少しています。

同期間の母子世帯数は、増加傾向が続いており、令和2年までの20年間で1,394世帯（29.1%）増加しています。また、父子世帯は平成27年までは増加傾向が続いていましたが、令和2年は同数で推移しており、令和2年までの20年間で195世帯（23.0%）増加しています。

■子どもがいる世帯数の推移



■母子世帯・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

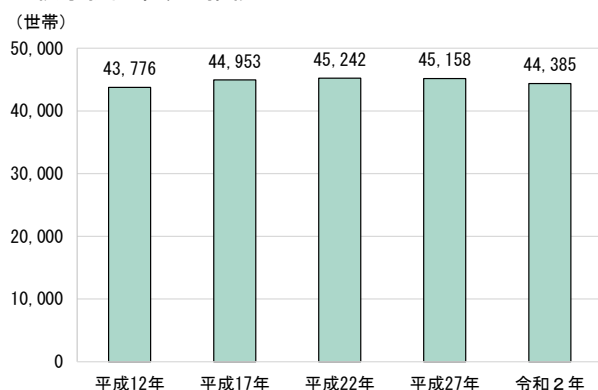
(2) 世帯構成（核家族世帯）

平成12年以降の国勢調査における核家族世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加が続いていたものの、その後減少に転じて、令和2年には44,385世帯となっています。

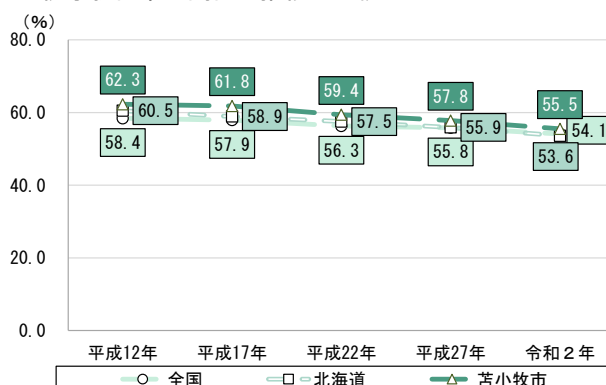
同期間の一般世帯に占める核家族の割合は、平成12年以降低下が続いており、令和2年には55.5%となっています。

核家族世帯の割合を全国、北海道と比較すると、各年とも全国、北海道より高い割合となっています。

■核家族世帯数の推移



■核家族世帯の割合の推移・比較

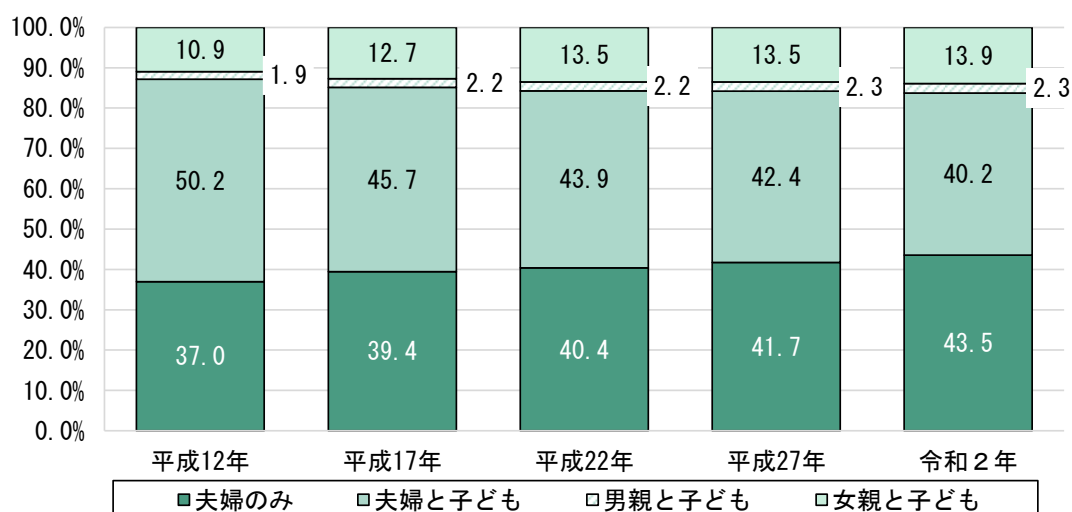


資料：国勢調査

核家族世帯を「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」の4区分でみると、平成12年から平成27年にかけて「夫婦と子ども」の割合が最も高くなっているものの、その割合は低下傾向が続き、令和2年には「夫婦のみ」の割合が43.5%と最も高くなっています。

また、「男親と子ども」の割合はほぼ横ばいで推移しており、一方、「女親と子ども」の割合は上昇傾向が続いています。

■核家族世帯の構成比の推移



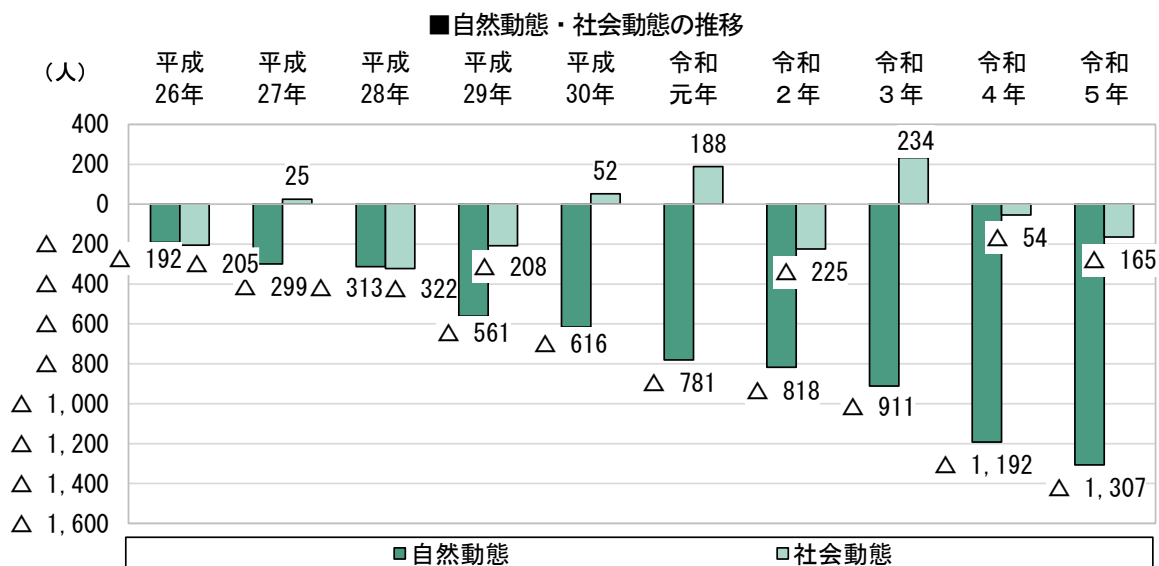
資料：国勢調査

3 人口動態

(1) 自然動態・社会動態

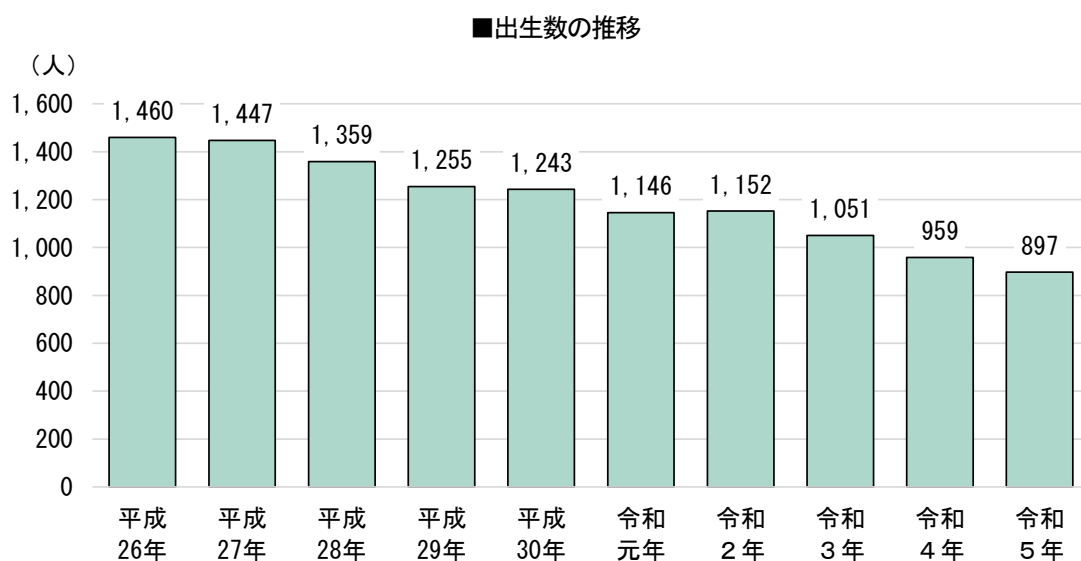
自然動態（出生-死亡）は、平成26年以降減少が続いており、令和5年には1,307人の自然減となっています。

同期間の社会動態（転入-転出）は、年によって増減の差がみられ、令和3年には234人の社会増となっているものの、令和5年には165人の社会減となっています。



(2) 出生の状況

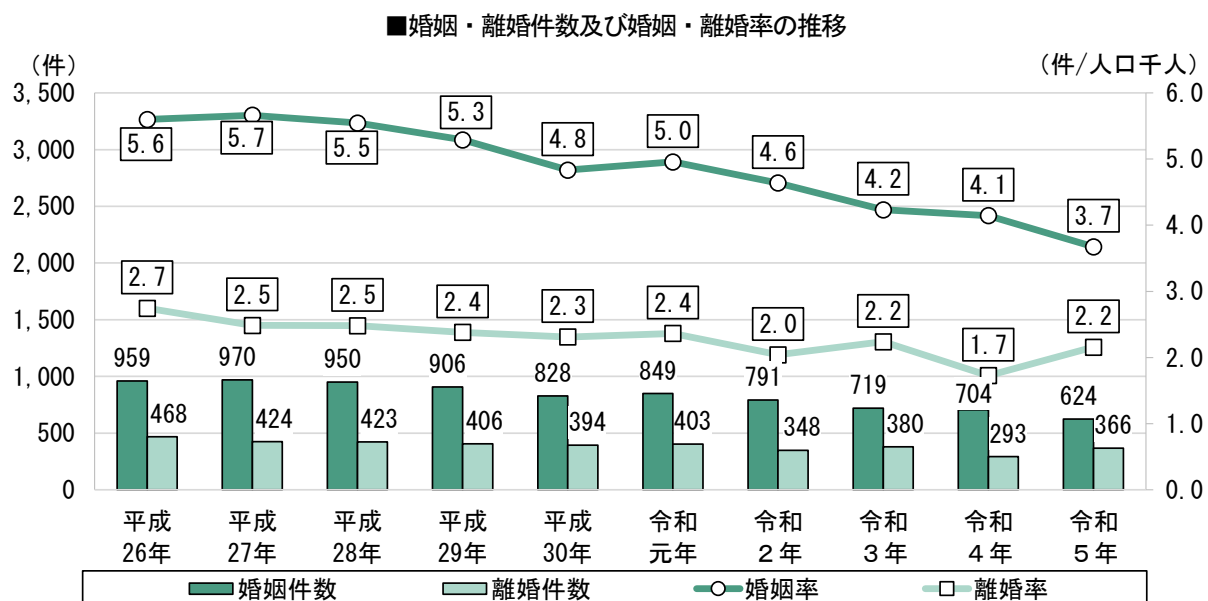
平成26年以降の出生数は、減少傾向が続いており、令和4年には1,000人を下回り、令和5年には897人となっています。



(3) 婚姻・離婚の状況

平成26年以降の婚姻件数は、平成26年から令和元年にかけて増減を繰り返して推移していたものの、その後は減少に転じて、令和5年には624件となっています。なお、婚姻率は、令和元年以降低下が続いており、令和5年には3.7（件／人口千人）となっています。

同期間の離婚件数は、増減を繰り返して推移しており、令和4年には293件と300件を下回ったものの、令和5年には366件となっています。なお、離婚率は、令和4年を除いて2～3（件／人口千人）の範囲内で推移しており、令和5年には2.2（件／人口千人）となっています。

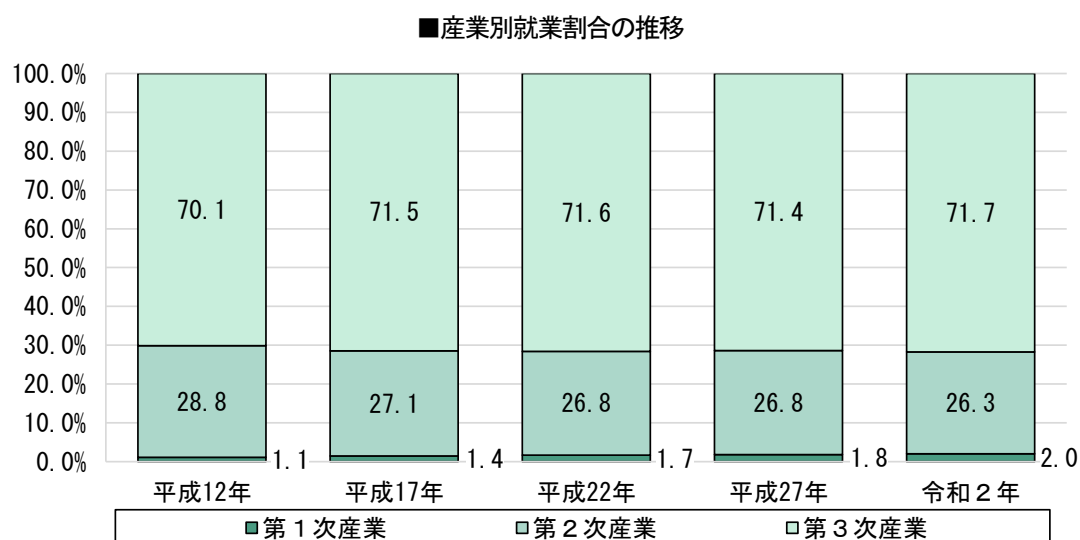


資料：人口動態統計

4 就労の状況

(1) 産業別就業状況

平成12年以降の国勢調査における産業別就業者数は、第1次産業の割合はゆるやかな上昇傾向が続き、令和2年には2.0%となっています。一方、第2次産業の割合は下降傾向が続き、令和2年には26.3%となっています。なお、第3次産業就業者の割合は平成17年以降ほぼ横ばいで推移しており、各年とも71%台となっています。

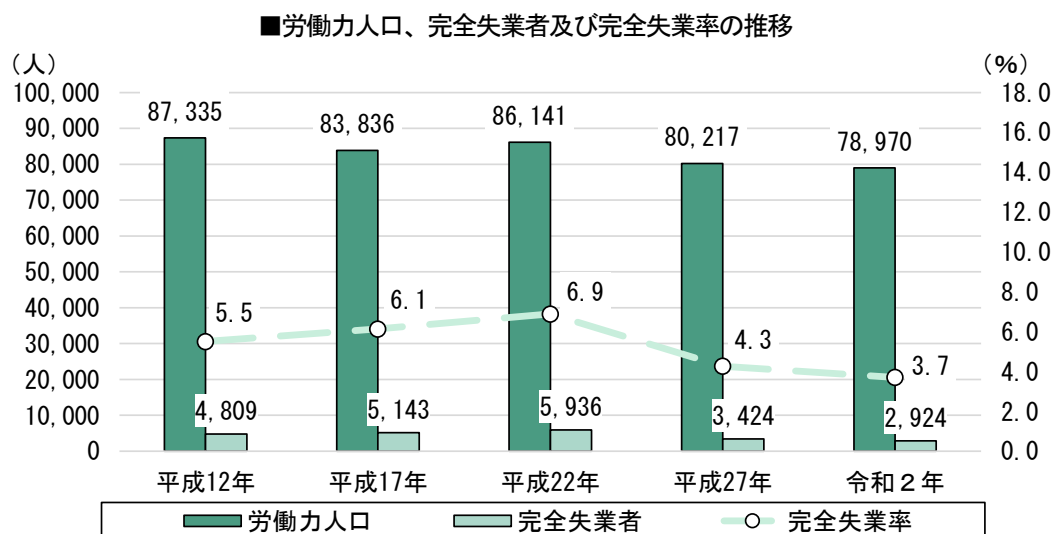


資料：国勢調査

(2) 完全失業者・完全失業率の状況

平成7年以降の国勢調査における完全失業者数は、平成12年から平成22年にかけて増加が続いていたものの、その後は減少に転じ、令和2年には2,924人となっています。

同期間の完全失業率も同様に、平成12年から平成22年にかけて上昇が続いたものの、その後は低下し、令和2年には3.7%となっています。

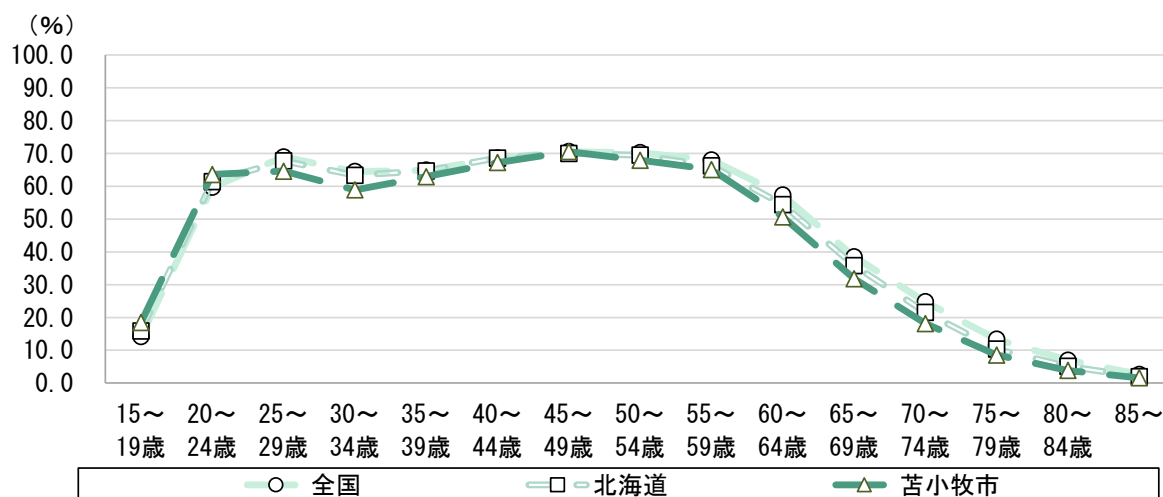


資料：国勢調査

(3) 性別・年齢別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を比較すると、15～19 歳と20～24 歳で全国、北海道の労働力率を上回っているほか、45～49 歳で北海道を上回り全国と同率となっていますが、その他の年齢層の労働力率は低くなっています。特に、25～29 歳(64.6%)、30～34 歳(58.9%)、35～39 歳(62.9%) の割合が低くなっており、いわゆるM字カーブとなっています。全国、北海道と比較するとM字カーブが顕著となっています。

■女性の労働力率の比較（令和2年）

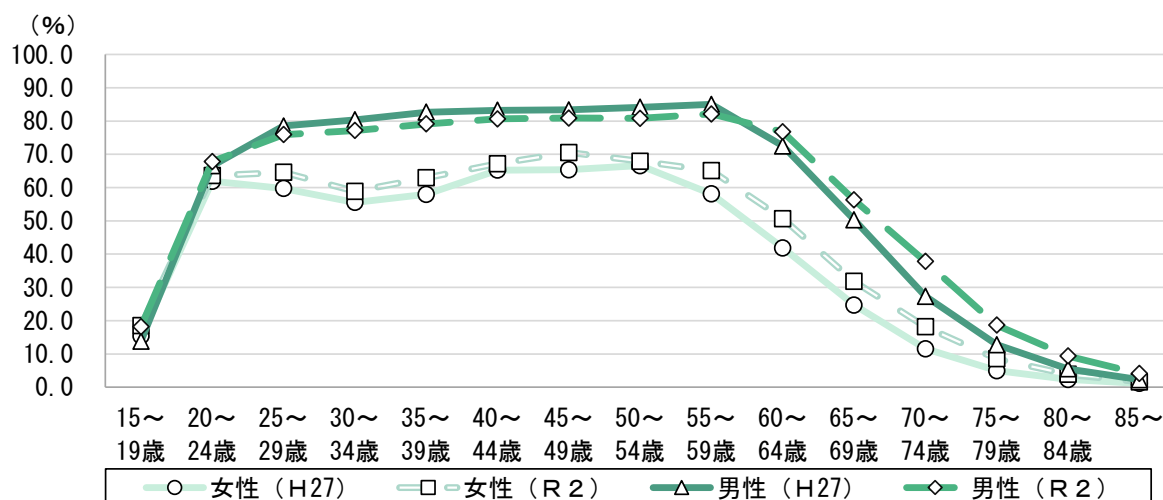


資料：国勢調査

男女別の5歳階級別の労働力率は、男性では25～29 歳から55～59 歳の各年齢層で、令和2年の労働力率が平成27年の労働力率を下回っており、女性ではすべての年齢において令和2年の労働力率が平成27年の労働力率を上回っています。

なお、女性については、平成27年、令和2年ともに結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の傾向がみられます。

■年齢別労働力の推移（平成27年・令和2年）



資料：国勢調査

5 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育施設の施設数

幼稚園（私学）のうち1園が令和3年度に認定こども園に移行することを想定していましたが、1年後に移行されているため、令和3年度の幼稚園（私学）と認定こども園の実績は確保方策と異なっていますが、その他の年度では計画どおりとなっています。

なお、保育所や新制度幼稚園、幼稚園（私学）の認定こども園への移行が進み、令和2年度から令和5年度までの3年間で認定こども園が6園増加しています。

単位：園

区 分		第2期計画		第2期計画（中間見直し）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	確保方策	13	17	17	19	19
	実績	13	16	17	19	
保育所	確保方策	17	15	14	14	14
	実績	17	15	14	14	
小規模保育事業所	確保方策	9	11	12	13	15
	実績	9	11	12	13	
新制度幼稚園	確保方策	8	6	7	4	4
	実績	8	6	7	4	
幼稚園（私学）	確保方策	3	1	1	1	1
	実績	3	2	1	1	
計	確保方策	50	50	51	51	53
	実績	50	50	51	51	
	差	0	0	0	0	

(2) 教育・保育施設の利用状況

① 1号認定（3～5歳・教育施設）の利用者数

利用者数は、各年度とも量の見込み・確保方策をともに下回る実績となっています。

実績の推移は、幼稚園の認定こども園移行が進んだことにより、減少が続いている状況にありますが、確保方策により対応できています。

単位：人

区 分	第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,877	2,766	2,366	2,254	2,176
確保方策	3,059	2,776	2,494	2,314	2,226
実績	2,790	2,481	2,227	1,976	—

②2号認定（3～5歳・保育施設）の利用者数

利用者数は、各年度とも量の見込み・確保方策をともに上回る実績となっています。

実績の推移は、幼稚園の認定こども園移行が進んだことにより、当初の確保方策を上回る受け入れ数で対応できています。

単位：人

区 分	第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,111	1,066	1,482	1,412	1,363
確保方策	1,145	1,215	1,491	1,511	1,531
実績	1,367	1,531	1,561	1,673	—

③3号認定（1、2歳）の利用者数

利用者数は、各年度とも確保方策を上回る実績となっています。

実績の推移は、幼稚園の認定こども園移行や小規模保育施設の整備により、当初の確保方策を上回る受け入れ数で対応できています。

単位：人

区 分	第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	841	819	879	842	810
確保方策	775	796	832	899	949
実績	779	844	853	899	—

④3号認定（0歳）の利用者数

利用者数は、小規模保育施設等の整備により、各年度とも前年度を上回る実績となっています。

実績の推移は、これまでの施設整備によって、令和5年度では290人となっており、令和2年度と比較し、54人分の受け入れ増を実現しています。

単位：人

区 分	第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	405	393	432	436	427
確保方策	255	279	300	334	360
実績	236	265	277	290	—

6 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

利用者数は、令和2年度から令和4年度にかけて確保方策を下回る実績となっているものの、令和5年度には実績が1人上回っています。

利用者数の実績の推移は、増減を繰り返しており、令和5年度に186人となっています。

施設数の実績の推移は、令和3年度と令和4年度に1か所増設され、13か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人）	量の見込み	205	198	191	185	181
	確保方策	205	198	191	185	181
	実績	182	142	144	186	
施設数 （か所）	量の見込み	11	11	13	13	13
	確保方策	11	11	13	13	
	実績	11	12	13	13	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用者数は、各年度とも確保方策を上回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの、その後は増加しており、令和5年度に1,593人となっています。

施設数の実績の推移は、令和3年度に1か所増設され、令和4年度に1か所減少したものの、令和5年度に1か所増設され、38か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人）	量の見込み	1,537	1,502	1,478	1,433	1,383
	確保方策	1,537	1,502	1,478	1,433	1,383
	実績	1,617	1,535	1,543	1,593	
施設数 （か所）	量の見込み	38	38	37	38	38
	確保方策	38	38	37	38	38
	実績	37	38	37	38	

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

利用者数は、令和3年度と令和5年度に確保方策を上回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、増減を繰り返しており、令和5年度に155人となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	88	86	108	108	108
	確保方策	88	86	108	108	108
	実績	76	116	48	155	

(4) 地域子育て支援拠点事業

利用者数は、各年度とも確保方策を下回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの、その後は増加しており、令和5年度に6,498人日となっています。

施設数の実績の推移は、令和4年度に1か所増設し、5か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	10,419	10,159	9,921	9,675	9,449
	確保方策	10,419	10,159	9,921	9,675	9,449
	実績	5,321	4,340	5,552	6,498	
施設数 （か所）	量の見込み	4	4	5	5	5
	確保方策	4	4	5	5	5
	実績	4	4	5	5	

(5) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園預かり保育）

利用者数は、令和3年度は確保方策を下回る実績となっているものの、令和4年度以降は確保方策を上回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの、その後は増加しており、令和5年度に115,773人日となっています。

施設数の実績の推移は、令和4年度に1か所増設されたものの、令和5年度に1か所減少して24か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	117,502	112,910	107,424	104,016	101,389
	確保方策	117,502	112,910	107,424	104,016	101,389
	実績	117,537	98,286	109,949	115,773	
施設数 （か所）	量の見込み	24	24	25	25	25
	確保方策	24	24	25	25	25
	実績	24	24	25	24	

②一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等）

利用者数は、各年度とも確保方策を下回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、令和3年度に減少したものの、令和4年度以降に増加しており、令和5年度には4,845人日となっています。

施設数の実績の推移は、令和3年度に1か所増設され、7か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	6,977	6,750	6,503	6,319	6,165
	確保方策	6,977	6,750	6,503	6,319	6,165
	実績	4,193	2,851	4,636	4,845	
施設数 （か所）	量の見込み	6	7	7	7	8
	確保方策	6	7	7	7	8
	実績	6	7	7	7	

（6）病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

利用者数は、コロナ禍の影響があり、各年度とも確保方策を大きく下回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、活動制限が緩和された令和5年度に63人日となっています。

施設数の実績の推移は、令和4年度に1か所増設され、5か所となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	365	353	340	331	323
	確保方策	60	58	65	192	188
	実績	0	2	11	63	
施設数 （か所）	量の見込み	4	4	5	5	5
	確保方策	4	4	5	5	5
	実績	4	4	5	5	

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

利用者数は、各年度とも確保方策を下回る実績となっています。

利用者数の実績の推移は、コロナ禍の影響が大きい令和3年度以降減少したものの、活動制限が緩和された令和5年度に555人日となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （人日）	量の見込み	1,935	1,896	1,865	1,817	1,755
	確保方策	1,935	1,896	1,865	1,817	1,755
	実績	1,063	617	224	555	

(8) 利用者支援事業

①利用者支援事業（特定型）

設置数は、各年度とも確保方策どおりの実績となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数 （か所）	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	

②利用者支援事業（母子保健型）

設置数は、各年度とも確保方策どおりの実績となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数 （か所）	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	

(9) 妊婦健康診査事業

実施回数は、各年度とも確保方策を下回る実績となっています。

実施回数の実績の推移は、出生数が減少していることもあり、減少傾向が続き、令和5年度に11,480回となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数 （回）	量の見込み	16,007	15,575	15,183	14,846	14,508
	確保方策	16,007	15,575	15,183	14,846	14,508
	実績	15,330	13,664	12,796	11,480	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

訪問者数は、各年度とも確保方策を下回る実績となっています。

訪問者数の実績の推移は、出生数が減少していることもあり、減少傾向が続き、令和5年度に864人となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問者数 （人）	量の見込み	1,166	1,135	1,031	1,010	989
	確保方策	1,166	1,135	1,031	1,010	989
	実績	1,132	1,027	915	864	

(11) 養育支援訪問事業

①養育支援訪問事業（専門的相談支援）

訪問者数は、令和4年度を除き、確保方策を上回る実績となっています。

訪問者数の実績の推移は、増減を繰り返して推移しており、令和4年度に200人を下回ったものの、令和5年度に215人となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問者数 (人)	量の見込み	185	180	200	200	200
	確保方策	185	180	200	200	200
	実績	207	219	194	215	

②養育支援訪問事業（育児・家事援助）

訪問者数は、令和2年度と令和3年度に確保方策を上回る実績となっているものの、令和4年度以降は計画を下回る実績となっています。

訪問者数の実績の推移は、令和4年度以降減少傾向が続き、令和5年度に100人を下回り83人となっています。

区 分		第2期計画（当初）		第2期計画（改定後）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問者数 (人)	量の見込み	126	123	286	286	286
	確保方策	126	123	286	286	286
	実績	263	364	216	83	

7 子ども・子育て支援施策の実施状況

第2期計画に記載されている子ども・子育て支援施策の実施状況は、令和2年度から始まった新規事業を含めて、概ね計画とおりに進んでいます。

単位：項目数

分類	評価	該当する項目数			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します					
	A（順調）	16	15	14	14
	B（概ね順調）	8	7	10	10
	C（やや遅れている）	0	2	0	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	24	24	24	24
基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実します					
	A（順調）	19	20	20	23
	B（概ね順調）	16	15	15	12
	C（やや遅れている）	1	1	1	1
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	36	36	36	36
基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします					
	A（順調）	21	21	22	23
	B（概ね順調）	12	12	12	12
	C（やや遅れている）	0	0	0	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	33	33	34	35
基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します					
	A（順調）	5	5	5	5
	B（概ね順調）	5	5	5	6
	C（やや遅れている）	1	1	1	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	11	11	11	11
基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります					
	A（順調）	18	19	19	20
	B（概ね順調）	16	15	15	14
	C（やや遅れている）	1	1	1	1
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	35	35	35	35
基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します					
	A（順調）	12	14	14	14
	B（概ね順調）	13	11	11	11
	C（やや遅れている）	0	0	0	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	25	25	25	25
合計					
	A（順調）	91	94	94	99
	B（概ね順調）	70	65	68	65
	C（やや遅れている）	3	5	3	2
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	164	164	165	166

8 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、未就学児及び小学生の保護者を対象に、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、「ニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

①調査対象

種 別	調査対象
未就学児調査	0～5歳の子ども（未就学児）を持つ保護者
小学生調査	小学校1～6年生の子どもを持つ保護者

②調査期間

種 別	調査期間
未就学児調査	令和5年11月27日～令和5年12月15日
小学生調査	令和5年11月27日～令和5年12月15日

③調査方法

種 別	調査方法
未就学児調査	郵送による配付・回収、WEB
小学生調査	学校における直接配付・回収、WEB

④配付・回収状況

種 別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	1,700 票	737 票	43.4%
小学生調査	800 票	561 票	70.1%

⑤集計・分析結果を読む際の留意事項

報告書に掲載されている図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答率の合計が100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。

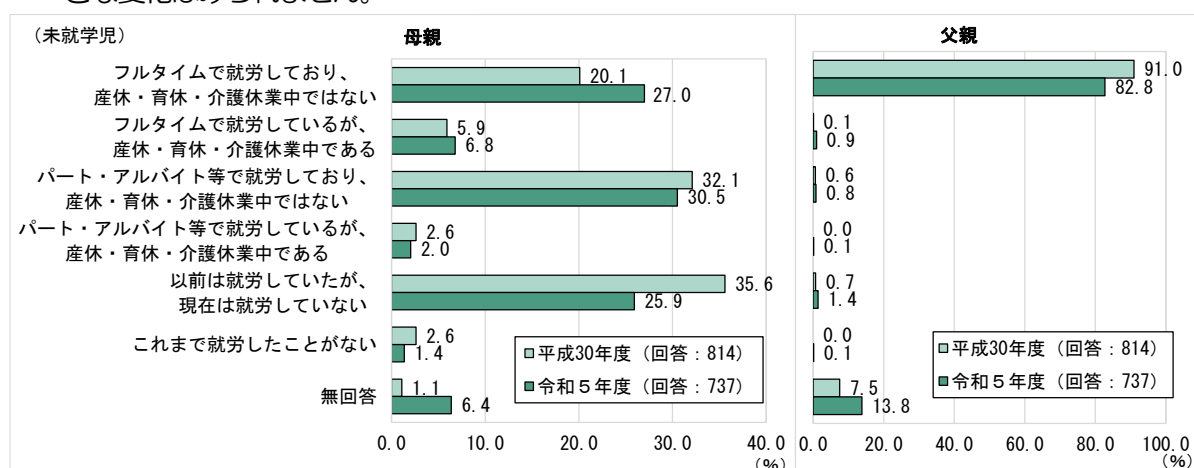
図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。

(2) 結果の概要

①保護者の就労状況について（未就学児・小学生共通、平成30年度調査との比較）

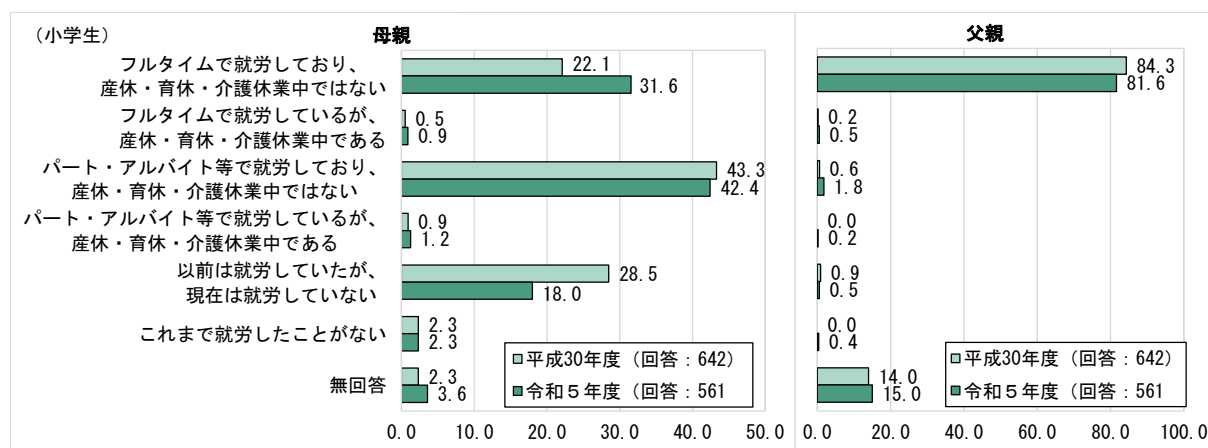
未就学児の保護者の就労状況について、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度で20.1%、令和5年度で27.0%となっており、6.9ポイント増加しています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が平成30年度で35.6%、令和5年度で25.9%となっており、9.7ポイント減少しています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度で91.0%、令和5年度で82.8%となっており、8.2ポイント減少したものの、就労状況に大きな変化はみられません。



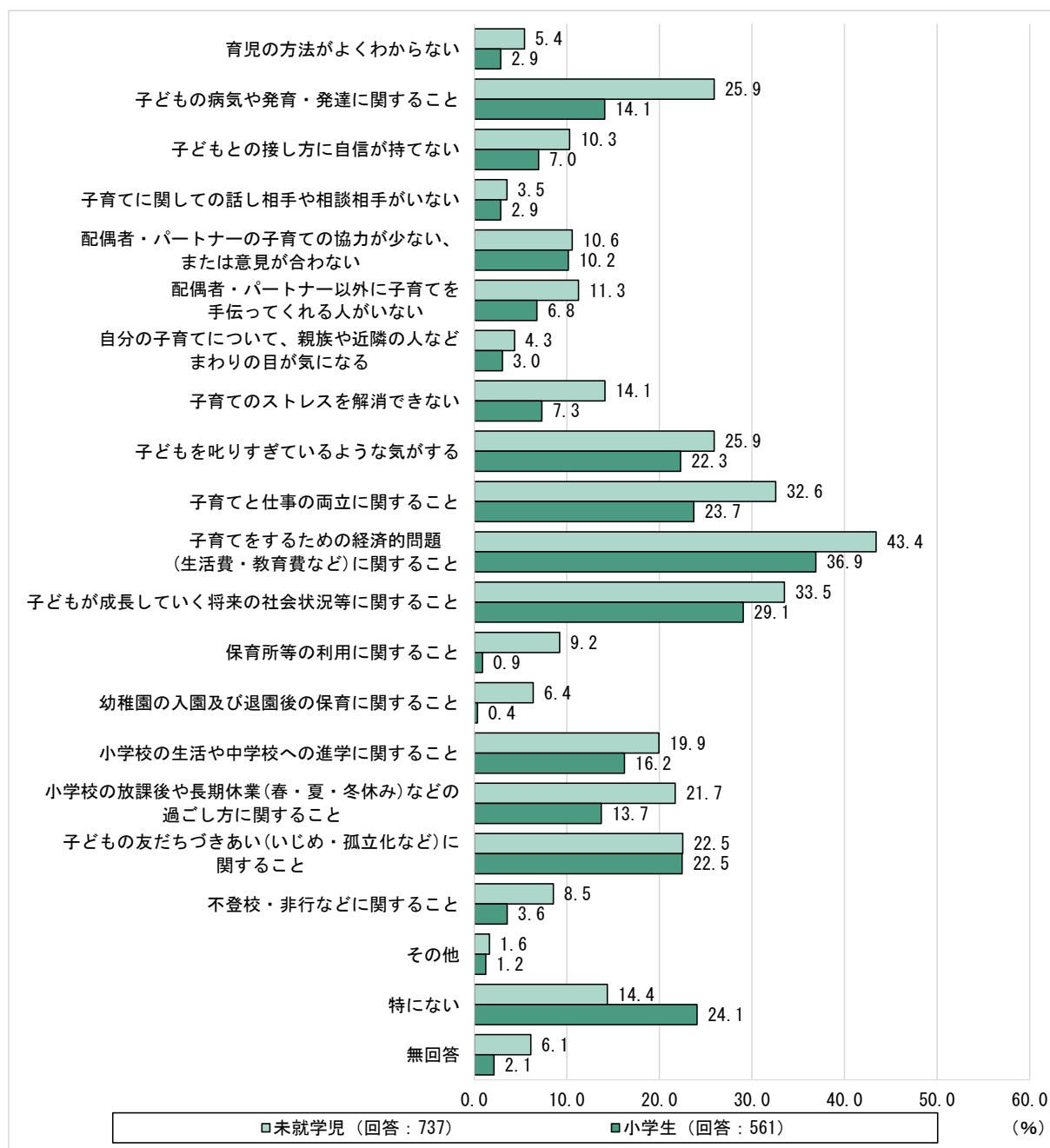
小学生の保護者の就労状況について、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度で22.1%、令和5年度で31.6%となっており、9.5ポイント増加しています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が平成30年度で28.5%、令和5年度で18.0%となっており、10.5ポイント減少しています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度、令和5年度とも最も割合が高く、就労状況に大きな変化はみられません。



②子育てに関する悩み・不安に思っていることについて（未就学児・小学生共通）

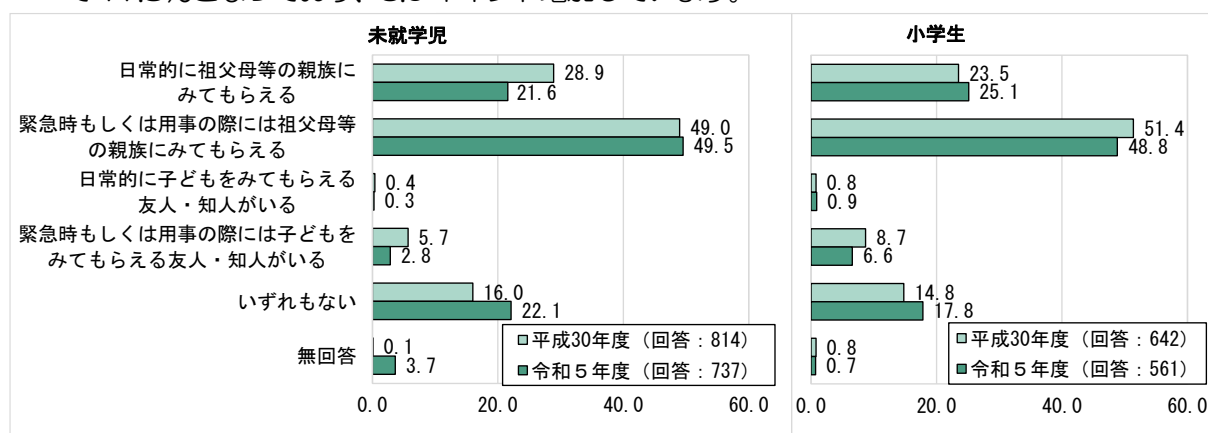
子育てに関して悩みや不安に思っていることについて、未就学児・小学生ともに「子育てをするための経済的問題（生活費・教育費など）に関すること」がそれぞれ43.4%、36.9%と最も割合が高く、次いで「子どもが成長していく将来の社会状況等に関すること」がそれぞれ33.5%、29.1%となっています。



③子どもをみてもらえる人の有無について（未就学児・小学生共通、平成30年度調査との比較）

子どもをみてもらえる人の有無について、未就学児では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が平成30年度・令和5年度ともに最も割合が高くなっています。また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が平成30年度で28.9%、令和5年度で21.6%となっており、7.3ポイント減少している一方で、「いずれもない」が平成30年度で16.0%、令和5年度で22.1%となっており、6.1ポイント増加しています。

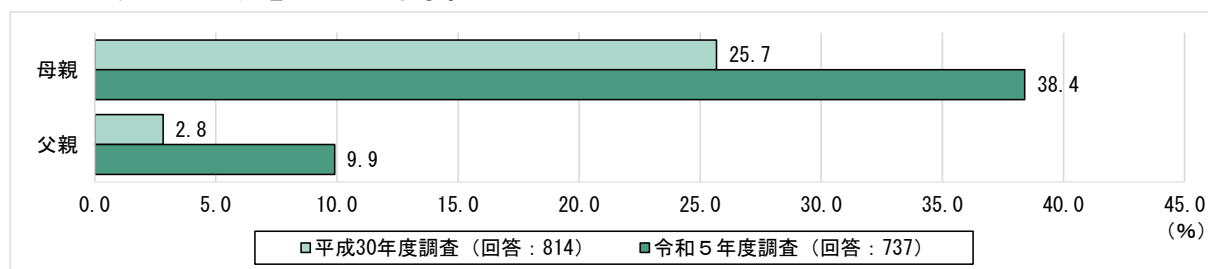
小学生でも同様に「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が平成30年度・令和5年度ともに最も割合が高くなっています。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が平成30年度で8.7%、令和5年度で6.6%となっており、2.1ポイント減少している一方で、「いずれもない」が平成30年度で14.8%、令和5年度で17.8%となっており、3.0ポイント増加しています。



④育児就業の取得状況（未就学児のみ、平成30年度調査との比較）

未就学児の保護者における「育児休業を取得した（取得中である）」の回答者は、母親で38.4%、父親で9.9%となっています。

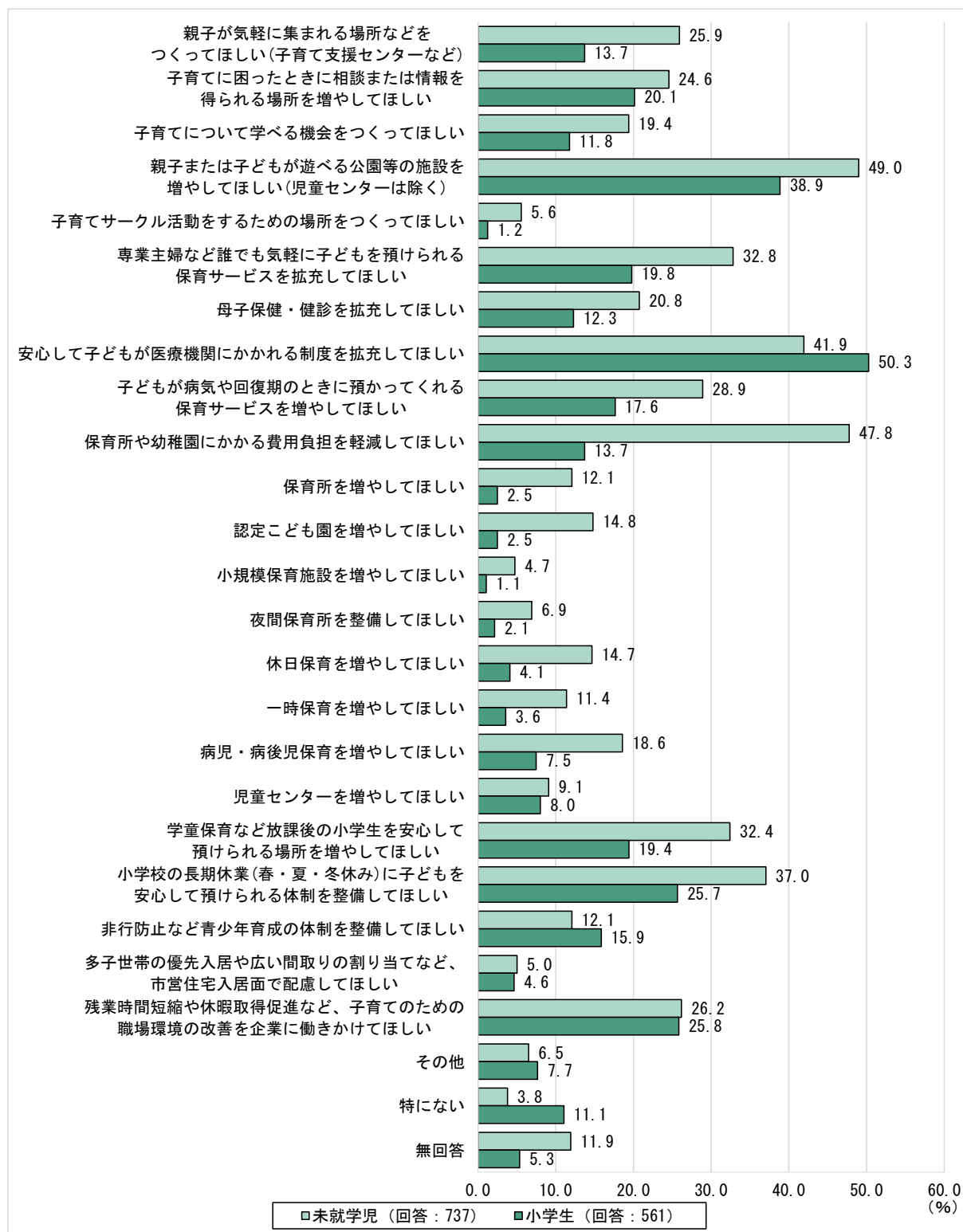
これを平成30年度調査と比較すると、母親で25.7%から12.7ポイント、父親で2.8%から7.1ポイント増加しています。



⑤市に期待する子育て支援施策（未就学児・小学生共通）

市に期待する子育て支援施策は、未就学児では「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい(児童センターは除く)」の49.0%、小学生では「安心して子どもが医療機関にかかる制度を拡充してほしい」の50.3%が最も高い割合となっています。

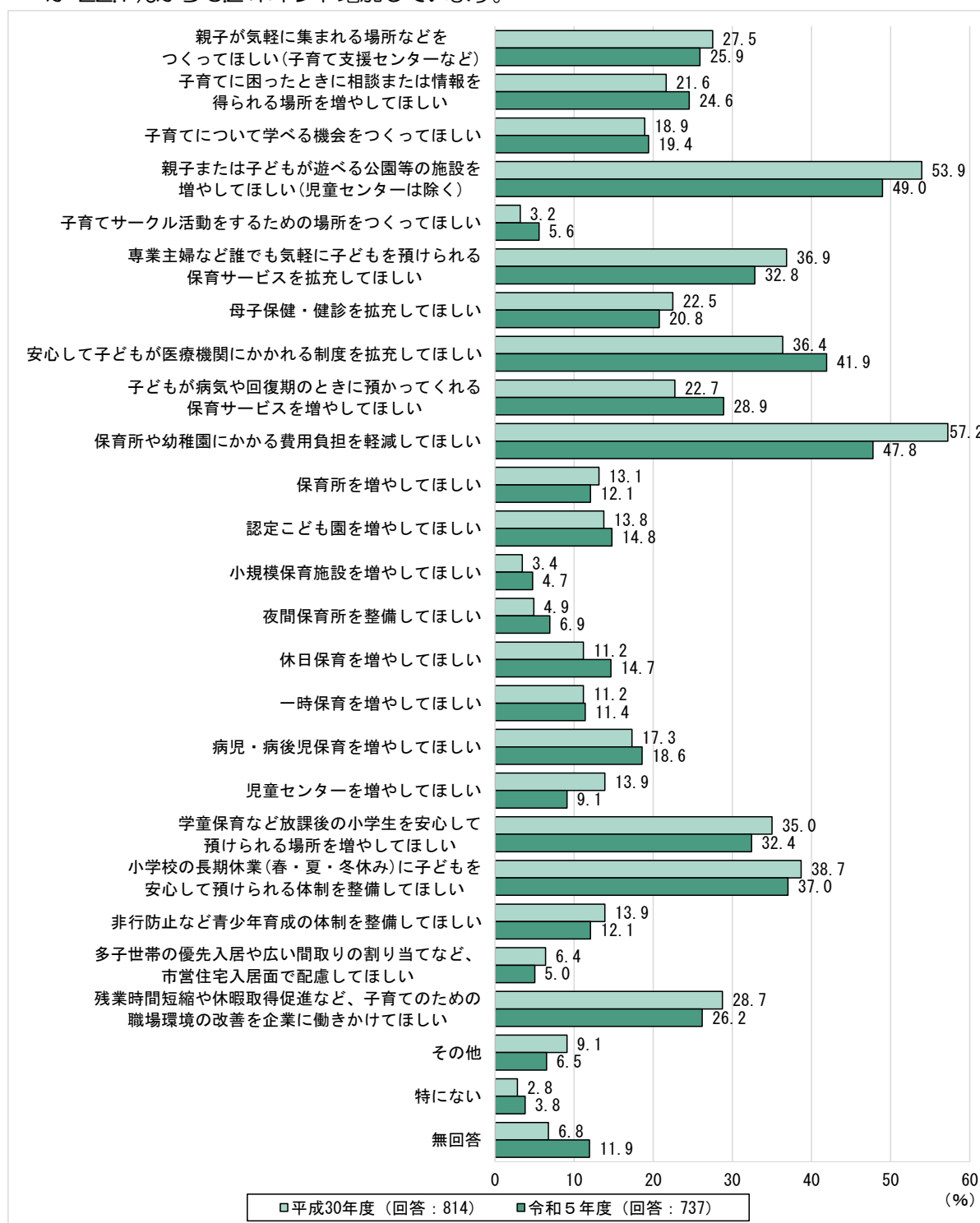
なお、「安心して子どもが医療機関にかかる制度を拡充してほしい」は、未就学児でも41.9%と3番目に高い割合となっています。



⑥未就学児保護者が市に期待する子育て支援施策（平成30年度調査との比較）

未就学児保護者が期待する施策について、平成30年度調査では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が57.2%で最も高い割合となっていました。令和5年度調査では9.4ポイント減少しています。このほか、平成30年度調査と比較すると、「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい（児童センターは除く）」は53.9%から49.0ポイント、「児童センターを増やしてほしい」は13.9%から9.1ポイント減少しています。

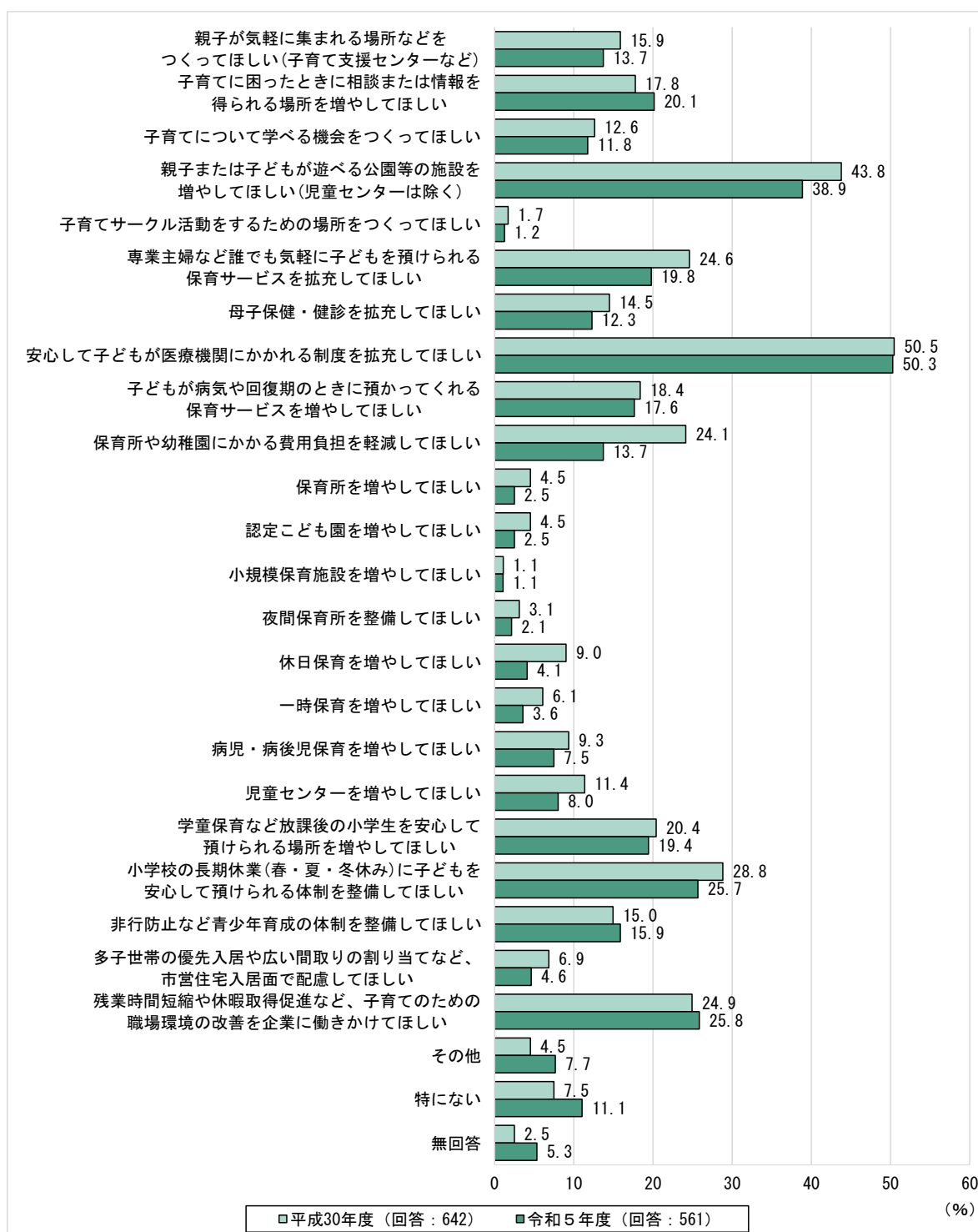
それに対して、「安心して子どもが医療機関にかかる制度を拡充してほしい」が36.4%から41.9ポイント、「子どもが病気や回復期のときに預かってくれる保育サービスを増やしてほしい」が22.7%から28.9ポイント増加しています。



⑦小学生保護者が市に期待する子育て支援施策（平成30年度調査との比較）

小学生保護者が期待する施策を平成30年度調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかれる制度を拡充してほしい」は50.5%から50.3%へと、ほぼ同率で推移しています。また、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が24.1%から10.4ポイント減少しているほか、「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい(児童センターは除く)」が43.8%から4.9ポイント、「休日保育を増やしてほしい」が9.0%から4.9ポイント減少するなど、多くの項目で減少しています。

なお、割合が1ポイント以上増加している項目は「子育てに困ったときに相談または情報を得られる場所を増やしてほしい」、「その他」、「特にない」のみとなっています。



9 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題

(1) 親子の健康増進の支援

- 子どもが生まれてからの母子の健康づくりについて、ほぼ計画どおりの取り組みを実施できています。コロナ禍により生活が変わり、これまで以上に健康や医療に対する不安、関心が高まっていると考えられますが、妊娠期から出産、子育て期に至るまで切れ目のない包括的な支援を行うことで、親子の心の健康の把握や育成、疾病予防につなげていくことが必要です。
- ニーズ調査によると、未就学児、小学生の保護者ともに小児医療に対する期待が大きく、特に未就学の保護者では平成30年度から期待が上昇しており、関係機関と連携しながら、小児医療の確保、充実に向けた取り組みが必要です。

(2) 子どもの教育・保育環境の充実

- 教育・保育施設の受け入れ体制については、本市では、毎年度当初においては待機児童ゼロの状態が続いていますが、年度途中から入所できない場合があり、年度末には多くの待機児童が発生し、0歳児保育では定員を超える受け入れを要請している状況が続いています。なお、ニーズ調査によると、フルタイムで働く未就学児の母親は20.1%から27.0%に増え、現在就労していない未就学児の母親が35.6%から25.9%に減少するなど働く母親が増えており、今後も働きやすい環境の整備が続くと考えられることから、保育ニーズが上昇する可能性があります。しかしながら、出生数の減少も著しく、平成30年度と令和5年度を比較すると1,243人から897人まで減少しており、受け入れ体制の拡充には慎重な判断が必要です。
- 学校教育について、学習指導要領に基づく基礎的な教育を進めていくとともに教育への先進技術の導入や国際化、地域の特徴を活かした教育など、時代の変化に適した教育を進めていく必要があります。そのため、学校教育とともに家庭教育や地域と連携した教育のあり方について検討が必要です。
- 子どもの健全な育成のためには、子どもの人権や命を守ることが必要です。そのため、潜在化や悪質化しやすいいじめや非行、不登校などの予防に向けた取り組みを進めるとともに、問題が発生し、発覚したときは、速やかに解決に向かうよう、体制の整備、充実が必要です。

(3) それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援

- ニーズ調査によると、子育ての悩み・不安について、未就学児の保護者の43.4%、小学生の保護者の36.9%が「子育てをするための経済的問題に関すること」と回答しています。これまでも幼稚園、保育所等の保育料の軽減や就学援助などを行ってきたほか、令和元年10月から始まった教育・保育料の無償化により、家庭の負担軽減は進んだものの、コロナ禍以降の物価高の影響もあり、経済面で問題を抱える家庭は多いと考えられます。そのため、令和6年度から、多子世帯の副食費無償化対象者を第3子以上から第2子以上までに拡充しているほか、児童手当及び児童扶養手当の支給額の拡充、中学生進学祝い制服等購入助成事業を創設しており、引き続き効果的な支援策について検討していく必要があります。

- 家族形態の多様化が進んでおり、地域との関わり方や子育てに対する意識も多様化しているとみられます。家族の状況により必要な支援が多様化しており、より効果的で一体的な支援を行うため、重層的支援体制の整備を進める必要があります。

(4) 仕事と子育ての両立支援

- 育児休業の取得は、母親では平成 30 年度の 25.7%から令和5年度には 38.4%へ、父親では平成 30 年度の 2.8%から令和5年度には 9.9%へ上昇しており、制度が浸透してきています。今後も、育児休業の取得を促進するとともに、個人、企業ともにワーク・ライフ・バランスを意識した生活、就労の浸透に向けた情報発信、意識啓発が必要です。
- また、ワーク・ライフ・バランスを下支えする、相談体制や教育・保育サービス体制の整備、就労や社会参加等を希望する保護者の就労、社会復帰、社会参加への支援内容の充実を図る必要があります。

(5) 地域で支えあい安心して子育てができる環境づくり

- 本市では、世帯数は増加していますが、18 歳未満の子ども、6 歳未満の子どものいる世帯の減少が続いており、子育てに関心のある地域住民の減少が懸念されます。その一方で、母子世帯や父子世帯が増加していることから、支援が必要な世帯が増えているとみられ、市による支援とともに、地域の中での子育て家庭への支援、子育て当事者同士の交流など、人と人とのつながりの促進が必要です。
- 子育て家庭が安心して暮らすため、生活環境の整備・充実が必要です。ニーズ調査によると、市に期待する施策として、未就学児では「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい(児童センターは除く)」が 49.0%と最も期待の高い施策となっています。ハード面では道路や公園の整備を進め、ソフト面では交通安全・防犯対策の推進など、ソフト面とハード面の両面から、安心して子育てができる環境づくりを行う必要があります。

(6) 一人ひとりの子どもの特性や状況に配慮したきめ細かな支援

- 社会問題となっている児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)、ヤングケアラー家庭等に対しての相談体制や支援体制の充実、情報発信の多様化を検討し、支援の必要な市民を速やかに支援につなげる仕組み、連携体制の充実が必要です。
- 産まれてきた子どもの中には、障がいや疾病をもつ子どももみられます。障がいや疾病の有無に関わらず一人の子どもとして、育てていくことが必要ですが、障がいのある子どものそれぞれの特性を把握し、状態にあった支援体制、連携体制の充実、支援を行う人材の確保・育成が必要です。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成 26 年度に策定した「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」（第 1 期計画）、令和元年度に策定した「第 2 期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」において、従前の「とまこまい子ども未来計画」の基本理念を継承してきました。

現在も子育て支援を包括的に取り組む根拠となる「次世代育成支援対策推進法」がさらに 10 年延長され、令和 17 年 3 月 31 日までとなりました。これを受けて、これまで続けてきた本市の子ども・子育て支援を継続的に進めていく観点から、本計画においてもこれまでの基本理念を継承するものとします。

基本理念

子どもが、親が、地域が育つ、
明るい子ども未来づくり・とまこまい

●基本目標

基本理念の実現に向けた、本計画の推進に向けて、以下の 6 つの基本目標とします。

- ・基本目標 1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します
- ・基本目標 2 子どもの教育・保育環境をより充実します
- ・基本目標 3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします
- ・基本目標 4 仕事と子育ての両立を支援します
- ・基本目標 5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります
- ・基本目標 6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

2 基本目標

基本理念の実現に向けた、本計画の推進に向けて、以下の6つの基本目標を定めます。

基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

生まれてから子育て期に至るまで、切れ目なく健康状態を把握し、その状態に応じて必要な支援につなげられるよう、医療・保健・福祉体制の充実、連携強化を図ります。

また、親子がそろって健康的に生活できるよう、定期的な健康の把握や食の改善、医療体制の充実に努めます。

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実します

保護者の働き方や教育・保育ニーズの変化など、保護者の意識や社会の変化に対応した教育・保育を実施できるよう、提供体制の充実を推進します。また、子ども一人ひとりの成長や個性を育てるとともに、集団生活における年齢・学年の各段階に適した教育・保育の質、環境の向上に努めます。さらに、学校教育とともに家庭や地域における教育、先進的なICT技術等を活用した教育・体験など、多面的な教育を進め、子どもの「生きる力」を育みます。

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

多くの子育て家庭で関心が高い経済的な問題について、所得やひとり親家庭等の状況に応じた支援を行うとともに、公的な支援制度の周知を図り、適切かつ公平な支援を図ります。

また、親子がともに成長したり、子育て家庭同士が交流できる機会の設置、これらの情報の適切な発信に努めます。さらに、家庭の事情により保護の必要な子どもやひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女問わず、育児に取り組み、家庭の状況や希望するライフスタイルに適した子育て、家庭生活を行えるよう、就労に関する各施策と整合性を図りながら、企業や市民への情報発信、啓発を図ります。また、就労の多様化に対応できるよう、きめ細かな教育・保育サービスの充実を図ります。

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

地域の中で安心して子育てを続けられるよう、地域住民の子育て意識や防犯意識、青少年の健全育成の向上を図るとともに、道路、公園、住宅等の都市基盤、安全対策の整備を進めるなど、ソフト・ハードの両面から子育てができる環境の整備、充実を図ります。

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

児童虐待やDV、子どもの障がいなど、さまざまな要因により特に支援を必要とする子どもや保護者に対して、関係機関と連携を強化し、問題を速やかに発見し、支援につなげるため、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援の充実を図ります。

3 各主体の役割

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、計画の推進にあたっては、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。

地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取り組みを推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

【各主体に期待する役割】

主 体	役 割
家 庭	●保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。 ●子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。 ●地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。
地 域	●地域住民は、子育てを理解し、寛容さを持ち、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。 ●PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。 ●NPO法人やボランティア団体は、関係機関等と連携・協力しながら、きめ細かなニーズに対応した支援を行います。
教育・保育施設 学 校	●未就学児を対象とした教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、健康的で豊かな教育・保育を推進します。 ●学校は、一人ひとりが持つ個性と能力を最大限発揮しながら、「生きる力」を育む場となります。
事 業 者	●保護者等を雇用する事業主は、法制度改正や社会ニーズを勘案し、従業員の働き方の改善に努め、子育て中の従業員が男女を問わず子育てに向き合い、充実した家庭生活を送れるような職場環境の整備を行います。 ●事業者が有する機能や専門性を活用し、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援に貢献します。
行 政	●幼児期の教育・保育の量的調整と質的改善を推進します。 ●地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら実施します。 ●児童虐待や貧困、障がいその他特徴のある家庭の現状を把握し、子どもの安全や健康的な成長に向けた緊急的、継続的な支援を実施します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

（１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

（２）苫小牧市の区域設定の考え方

本市における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとします。本計画においては、第１期計画の考え方を承継し、市全域を１つの提供区域とします。

2 児童数の推計

計画期間内の小学生以下の推計人口を記載します。

教育・保育事業の年度当初の対象人口である4月1日の1歳階級別の人口を基に「コーホート変化率法」により、各年度当初の児童数を推計します。

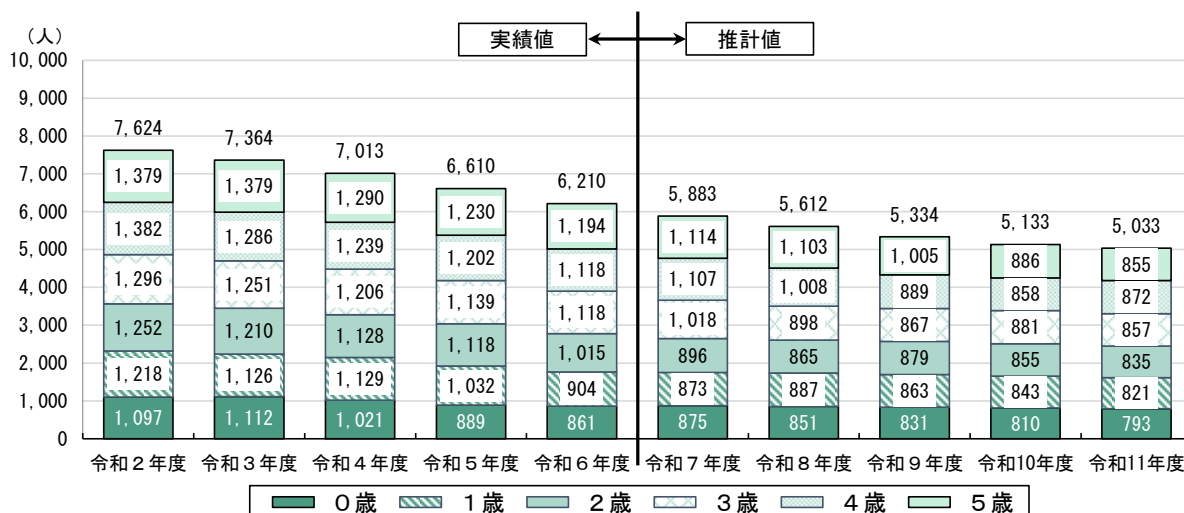
コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

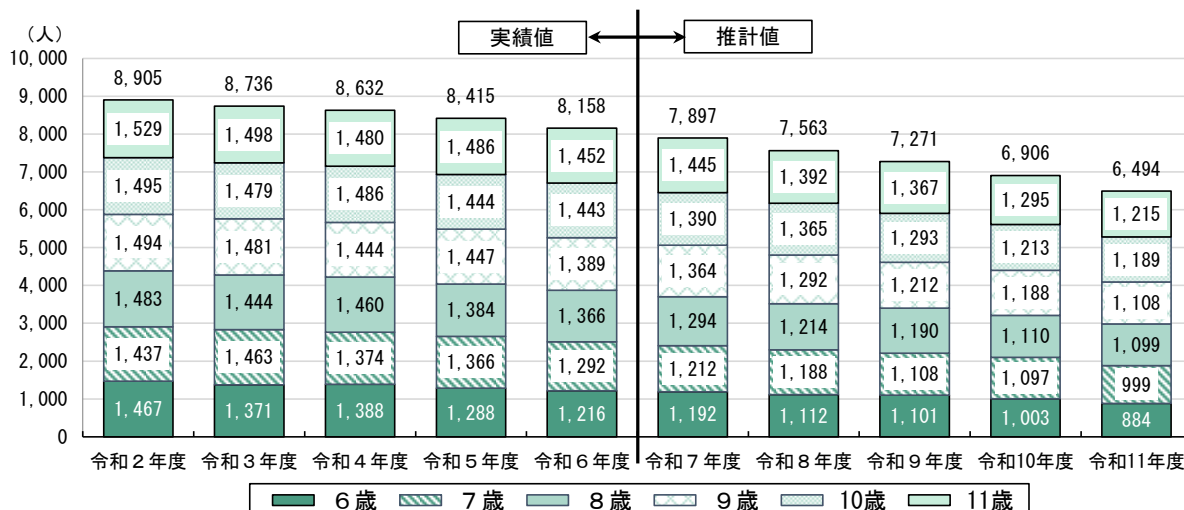
(1) 未就学児（0～5歳）

未就学児の人口の減少が続き、令和6年度から令和11年度までの5年間で1,177人(19.0%)減少することが見込まれます。



(2) 小学生（6～11歳）

今後も、小学生人口の減少傾向は続き、令和6年度から令和11年度までの5年間で1,664人(20.4%)減少することが見込まれます。



3 量の見込みについて

(1) 量の見込みとは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 量の見込みの基本的な考え方

ニーズ調査に基づく利用率をもとに令和2年度から令和5年度までの利用実績を勘案した当該年齢に占める割合（利用率）の推移を算出し、それに計画期間内の推計人口を乗じ、量の見込みを算出します。

そのため、利用実績から推計できない潜在的なニーズを個別調整し、設定を行います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{推計児童数} \\ \text{(人)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{令和2年度から令和5年度の利用実績の推移} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{令和2年度から令和5年度の児童数(人)} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \hline \end{array}$$

・ニーズ調査から得た潜在的ニーズの調整

なお、具体的な算出方法は以下のとおりです。

■教育・保育施設

認定区分	考え方
1号認定 (教育事業 3～5歳)	○令和2年度から令和5年度までの3～5歳までの子どもの人数に占める「教育」（認定こども園、新制度幼稚園、私立幼稚園）の利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の推計児童数に乗じて算出。 ○なお、近年の3～5歳の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、さらに2号認定に移行するものとして設定。
2号認定 (保育事業 3～5歳)	○令和2年度から令和5年度までの3～5歳までの子どもの人数に占める「保育」（認定こども園、保育所）の利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の推計児童数に乗じて算出。 ○なお、近年の3～5歳の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、推計値にさらに上乗せを行い設定。
3号認定 (保育事業 0、1、2歳)	○令和2年度から令和5年度までの0歳、1・2歳の子どもの人数に占める「保育」（認定こども園、保育所）の利用率の推移が今後も続くものと想定し、0歳、1歳、2歳それぞれの各年度の推計児童数に乗じて算出。 ○なお、近年の3歳未満の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、推計値にさらに上乗せを行い設定。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		考え方
延長保育事業		○令和2年度から令和5年度までの0～5歳児の保育利用者の占める利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の保育事業利用者数に乗じて算出。
放課後児童健全育成事業		○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の6～11歳児の推計人口に乗じて算出。 ○なお、令和6年度の申し込み状況に合わせて上乗せを行い設定。
子育て短期支援事業		○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口に乗じて算出。 ○なお、令和5年度の申し込み状況に合わせて上乗せを行い設定。
地域子育て支援拠点事業		○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～2歳児の推計人口に乗じて算出。
一時預かり事業	幼稚園型	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の幼稚園利用者数に乗じて算出。
	ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等における一時預かり	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口に乗じて算出。
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		○令和2年度から令和5年度までの量の見込みが今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口に乗じて算出。
子育て援助活動支援事業（就学児）		○令和2年度から令和5年度までの量の見込みが今後も続くものと想定し、各年度の6～11歳児の推計人口に乗じて算出。
利用者支援事業		○居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定。
妊婦健康診査事業		○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0歳児の推計人口に乗じて算出。
乳児家庭全戸訪問事業		○各年度の0歳児の推計人口（乳児すべてに対応することを想定）
養育支援訪問事業		○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0歳児の推計人口に乗じて算出。
子育て世帯訪問支援事業		○移行前の養育支援訪問事業の量の見込みが今後も続くものと想定。
児童育成支援拠点事業		（中間見直し時に調整）
親子関係形成支援事業		（中間見直し時に調整）
妊婦等包括相談支援事業		○面談回数を3回（うち1回はアンケート）行うこととし、各年度の0歳児の推計人口に乗じて算出。
乳児等通園支援事業		（中間見直し時に調整）
産後ケア事業		○平成30年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定。出生数が減少していることから、対象者数は減少しているものの、複数回支援が必要な産婦が増えていることから、推計人口は使わず、利用率の推移のみで算定。

4 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

計画期間内の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

			令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
			園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数
量（利用者数） の見込み			0歳	385		374		366		356		349
			1歳	428		432		433		424		414
			2歳	403		406		407		399		390
			3～5歳 (1号)	1,569		1,428		1,296		1,226		1,204
			3～5歳 (2号)	1,670		1,581		1,465		1,399		1,380
			計	4,455		4,221		3,967		3,804		3,737
確保方策（利用定員）（人）	認定こども園	0歳	130		137		137		137		137	
		1歳	173		180		180		180		180	
		2歳	212		219		219		219		219	
		3～5歳 (1号)	1,354	21 (2)	1,561	21	1,561	21	1,561	21	1,561	
		3～5歳 (2号)	908		998		998		998		998	
		計	2,777		3,095		3,095		3,095		3,095	
	保育所	0歳	121		121		121		121		121	
		1歳	173		173		173		170		170	
		2歳	210	14	210	14	210	14	207	14	207	
		3～5歳 (2号)	646		646		646		622		622	
		計	1,150		1,150		1,150		1,120		1,120	
	小規模保育 事業所 (事業所内保育 事業所を含む)	0歳	92		92		92		92		92	
		1歳	86	14	86	14	86	14	86	14	86	
		2歳	100		100		100		100		100	
		計	278		278		278		278		278	
	新制度幼稚園	3～5歳 (1号)	4	410	3 (▲1)	335	3	335	3	335	3	335
	幼稚園 (私学)	3～5歳 (1号)	1	310	- (▲1)	-	-	-	-	-	-	-
	計	0歳	343		350		350		350		350	
		1歳	432		439		439		436		436	
		2歳	522		529		529		526		526	
		3～5歳 (1号)	2,074	52	1,896	52	1,896	52	1,896	52	1,896	
		3～5歳 (2号)	1,554		1,644		1,644		1,620		1,620	
		計	4,925		4,858		4,858		4,828		4,828	
確保方策一 量の見込み		0歳	▲42		▲24		▲16		▲6		1	
		1歳	4		7		6		12		22	
		2歳	119		123		122		127		136	
		3～5歳 (1号)	505		468		600		670		692	
		3～5歳 (2号)	▲116		63		179		221		240	

(1) 1号認定(3～5歳)

【事業の概要】

3～5歳で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。

教育・保育を提供する施設・事業は、本市では認定こども園、新制度幼稚園、幼稚園(私学)が該当します。

【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから定員が確保されており、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

なお、新制度幼稚園と幼稚園(私学)2園が、令和8年度から認定こども園への移行が予定されていますが、量の見込みに対応できると考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,569	1,428	1,296	1,226	1,204
確保方策(人)	2,074	1,896	1,896	1,896	1,896
認定こども園	1,354	1,561	1,561	1,561	1,561
新制度幼稚園	410	335	335	335	335
幼稚園(私学)	310	0	0	0	0
確保方策ー量の見込み(人)	505	468	600	670	692

(2) 2号認定(3～5歳)

【事業の概要】

3～5歳で保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、認可保育所が該当します。

【確保方策】

令和7年度には確保方策を上回る量の見込みが想定されますが、令和8年度に新制度幼稚園と幼稚園(私学)2園が認定こども園への移行により、新たな確保方策が講じられ、量の見込みに対応できると考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,670	1,581	1,465	1,399	1,380
確保方策(人)	1,554	1,644	1,644	1,620	1,620
認定こども園	908	998	998	998	998
保育所	646	646	646	622	622
確保方策ー量の見込み(人)	▲116	63	179	221	240

(3) 3号認定(2歳)

【事業の概要】

保育の必要性があると認定された2歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	403	406	407	399	390
確保方策(人)	522	529	529	526	526
認定こども園	212	219	219	219	219
保育所	210	210	210	207	207
小規模保育事業所	100	100	100	100	100
確保方策－量の見込み(人)	119	123	122	127	136

(4) 3号認定(1歳)

【事業の概要】

保育の必要性があると認定された1歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	428	432	433	424	414
確保方策(人)	432	439	439	436	436
認定こども園	173	180	180	180	180
保育所	173	173	173	170	170
小規模保育事業所	86	86	86	86	86
確保方策－量の見込み(人)	4	7	6	12	22

(5) 3号認定(0歳)

【事業の概要】

保育の必要性があると認定された0歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

【確保方策】

出生数の減少が続くものと想定しておりますが、保育ニーズは高まることから、量の見込みに対する確保方策を講じる必要があると考えています。

一方で、全体として施設整備の必要はないと考えていることから、各園には超過入所により対応することで令和11年度までに量の見込みに対応できると考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	385	374	366	356	349
確保方策(人)	343	350	350	350	350
認定こども園	130	137	137	137	137
保育所	121	121	121	121	121
小規模保育事業所	92	92	92	92	92
確保方策ー量の見込み(人)	▲ 42	▲ 24	▲ 16	▲ 6	1

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

計画期間内の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

【既存事業】

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数
延長保育事業 (人)	量の見込み		176		168		160		154		151
	確保方策	13	176	13	168	13	160	13	154	13	151
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
放課後児童 健全育成事業 (人)	量の見込み		1,684		1,661		1,643		1,604		1,549
	確保方策	38	1,684	38	1,661	38	1,643	38	1,604	38	1,549
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
子育て短期 支援事業 (人日)	量の見込み		176		168		160		154		151
	確保方策		176		168		160		154		151
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
地域子育て 支援拠点事業 (人日)	量の見込み		9,207		8,964		8,722		8,479		8,237
	確保方策	5	9,207	5	8,964	5	8,722	5	8,479	5	8,237
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
一時預かり 事業	幼稚園型 (人日)	量の見込み	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538				
		確保方策	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538				
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0				
	保育所等 (人日)	量の見込み	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780				
		確保方策	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780				
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0				
病児保育 事業等 (人日)	量の見込み		318		313		307		302		297
	確保方策	5	318	5	313	5	307	5	302	5	297
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
子育て援助 活動支援事業 (就学児) (人日)	量の見込み		1,714		1,642		1,579		1,499		1,410
	確保方策		1,714		1,642		1,579		1,499		1,410
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
利用者支 援事業	特定型 (か所)	量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型 (か所)	量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0
妊婦健康診査 事業 (回)	量の見込み		11,820		11,495		11,225		10,941		10,712
	確保方策		11,820		11,495		11,225		10,941		10,712
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
乳児家庭全戸 訪問事業 (人)	量の見込み		875		851		831		810		793
	確保方策		875		851		831		810		793
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
養育支援訪問 事業(専門的 相談支援) (人)	量の見込み		235		232		229		224		219
	確保方策		235		232		229		224		219
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0

【新規事業】

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	か所数 (うち新規)	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数
【新規】 子育て世帯訪問支援事業 (人日)	量の見込み		286		286		286		286		286
	確保方策		286		286		286		286		286
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
【新規】 児童育成支援拠点事業 (人)	量の見込み										
	確保方策										
	確保方策-量の見込み										
【新規】 親子関係形成支援事業 (人)	量の見込み										
	確保方策										
	確保方策-量の見込み										
【新規】 妊婦等包括相談支援事業 (回)	量の見込み		2,625		2,553		2,493		2,430		2,379
	確保方策		2,625		2,553		2,493		2,430		2,379
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
【新規】 乳児等通園支援事業 (人日)	0歳児	量の見込み									
		確保方策									
		確保方策-量の見込み									
	1歳児	量の見込み									
		確保方策									
		確保方策-量の見込み									
	2歳児	量の見込み									
		確保方策									
		確保方策-量の見込み									
【新規】 産後ケア事業 (人日)	量の見込み		981		1,030		1,082		1,136		1,193
	確保方策		981		1,030		1,082		1,136		1,193
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0

現在未実施のため、今後ニーズの把握に努めるとともに、実施の必要性も含めて検討します。実施する場合は、中間見直しのタイミングとは関係なく、決定した時点で、当該事業部分のみ計画の見直しを行います。

地域子ども・子育て支援事業としての位置づけは令和7年度限りで令和8年度に給付化されます。令和7年度は市内のニーズの把握に努め、令和8年度以降の計画への掲載方法について、国からの指針が示され次第、計画に計上します

(1) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等にて保育を実施する事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	176	168	160	154	151
実施か所数	13	13	13	13	13
確保方策(人)	176	168	160	154	151
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業の概要】

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室や校外の施設等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,684	1,661	1,643	1,604	1,549
1 学生	573	565	559	546	527
2 学生	493	486	481	469	453
3 学生	315	311	307	300	290
4 学生	197	195	193	188	182
5 学生	78	77	76	74	71
6 学生	28	27	27	27	26
実施か所数	38	38	38	38	38
確保方策(人)	1,684	1,661	1,643	1,604	1,549
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を里親や小規模型児童養護施設で短期的に預かる事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	176	168	160	154	151
確保方策（人日）	176	168	160	154	151
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	9,207	8,964	8,722	8,479	8,237
実施か所数	5	5	5	5	5
確保方策（人日）	9,207	8,964	8,722	8,479	8,237
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園預かり保育

【事業の概要】

通常の教育時間の前後や、土曜・長期休暇期間中に幼稚園が行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538
実施か所数	24	24	24	24	24
確保方策（人日）	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538
私学助成	102,383	100,518	98,654	96,789	94,924
地域子育て支援事業	8,212	8,063	7,913	7,764	7,614
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

②ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780
実施か所数	8	8	8	8	8
確保方策（人日）	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780
一時預かり（一般型）	5,305	5,238	5,171	5,104	5,037
ファミリー・サポート・センター	783	773	763	753	743
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

（６）病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

【事業の概要】

急な病気、または、病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	318	313	307	302	297
実施か所数	5	5	5	5	5
確保方策（人日）	318	313	307	302	297
病児・病後児対応型	252	248	244	240	236
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	66	65	63	62	61
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

※体調不良児対応型は3か所で実施しているものの、実施施設の在園児のみを対象としているため確保方策は0としています。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）

【事業の概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者と、支援を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、本項目においては就学児を対象とした事業のみ、数値目標を設定します。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1,714	1,642	1,579	1,499	1,410
確保方策（人日）	1,714	1,642	1,579	1,499	1,410
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

①特定型

【事業の概要】

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や認定こども園、その他各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

②こども家庭センター型

【事業の概要】

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

安全な出産と健康な児の出産のため、市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、費用の一部を公費負担する事業です。

基本健診 14 回、超音波検査 6 回を上限として助成します。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	11,820	11,495	11,225	10,941	10,712
確保方策(回)	11,820	11,495	11,225	10,941	10,712
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としています。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	875	851	831	810	793
確保方策(人)	875	851	831	810	793
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業(専門的相談支援)

【事業の概要】

養育支援が必要な家庭を対象に、保健師や看護師、保育士等の専門職が自宅に訪問し、保護者に対して具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	235	232	229	224	219
確保方策(人)	235	232	229	224	219
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等に必要な日用品、文房具の購入費、行事への参加費用、食事の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

本市においては、現行の子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を対象に、①年収360万円未満または②第3子以降の園児（一部、兄弟の年齢要件あり）の給食費の一部を助成します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業の概要】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。（従前の「養育支援訪問事業（育児・家事援助）」から移行）

【確保方策】

従来の「養育支援訪問事業（育児・家事援助）」から移行する事業であるため、第2期計画（中間見直し）時点の確保方策を継承するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	286	286	286	286	286
確保方策（人日）	286	286	286	286	286
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない子どもを対象に、子どもの居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況に応じて、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

支援が必要な家庭や子どもの実態を把握するとともに、当面は、実施に向けた検討を行います。

(15) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業の概要】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもを対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の悩みや不安の相談・共有、情報交換の場の設置等の支援を行う事業です。

【確保方策】

支援が必要な家庭や子どもの実態を把握するとともに、当面は、実施に向けた検討を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業の概要】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	875	851	831	810	793
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	2,625	2,553	2,493	2,430	2,379
確保方策	こども家庭センター	2,625	2,553	2,493	2,430	2,379
確保方策—量の見込み (合計回数)		0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業の概要】

満3歳の未就園児を対象に、保育所や認定こども園等の保育施設において、一定時間の保育サービスを提供するとともに、利用している子ども及びその保護者と面談を行い保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。

【確保方策】

実施体制と保護者のニーズを把握し、実施に向けた検討を行います。

(18) 産後ケア事業【新規】

【事業の概要】

退院直後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	981	1,030	1,082	1,136	1,193
確保方策（人日）	981	1,030	1,082	1,136	1,193
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

施策体系

基本理念

子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまごまい

基本目標

基本目標1
親子の心と体の健やかな成長
と健康増進を支援します

基本目標2
子どもの教育・保育環境を
より充実します

基本目標3
それぞれの家庭環境に応じた
きめ細かな支援をします

基本目標4
仕事と子育ての両立を支援
します

基本目標5
地域で支えあい安心して
子育てができる環境を
つくります

基本目標6
一人ひとりの子どもの特性に
配慮したきめ細かな支援を
より充実します

主な施策

- 1-1 子どもの健康増進
- 1-2 親の健康増進
- 1-3 食育の推進
- 1-4 小児医療の充実

- 2-1 幼児期の教育・保育の充実
- 2-2 放課後の教育環境の整備
- 2-3 学習指導の充実
- 2-4 国際教育の充実
- 2-5 教職員の資質向上
- 2-6 教育施設の整備
- 2-7 地域に開かれた学校づくり
- 2-8 いじめ・不登校対策の充実
- 2-9 家庭・地域の教育力の強化
- 2-10 多様な体験活動の充実
- 2-11 スポーツ活動の推進
- 2-12 読書活動の推進
- 2-13 健全な成育環境の整備
- 2-14 子どもの活動の経済的支援の充実
- 2-15 思春期保健対策の充実

- 3-1 子育て家庭等への経済的負担の軽減
- 3-2 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実
- 3-3 親の子育て力の強化
- 3-4 子育て家庭同士の交流の推進
- 3-5 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保
- 3-6 ひとり親家庭等への相談体制の充実
- 3-7 ひとり親家庭等への経済的支援の充実
- 3-8 重層的支援体制整備の推進【新規】

- 4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4-2 多様なニーズに対する保育サービスの充実

- 5-1 地域の子育て力向上のための支援の充実
- 5-2 地域における子育て相談・交流の充実
- 5-3 子どもの健全育成の推進
- 5-4 子どもの権利の普及・啓発
- 5-5 安全安心なまちづくりの推進
- 5-6 安心して外出できる環境の整備
- 5-7 子どもの交通安全の確保
- 5-8 青少年の非行対策の推進
- 5-9 子どもの犯罪被害防止

- 6-1 児童虐待防止に対する対策
- 6-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実
- 6-3 障がい児の発達支援の充実
- 6-4 障がい児家庭への経済的支援の充実
- 6-5 障がい児の教育・保育の充実
- 6-6 特別支援教育の推進

基本目標 1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

生まれてきた子どもの健康状況を確認し、疾病の早期発見に努め適切な援助を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

また、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を構築し、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康の保持・増進と子どもの健やかな成長を促します。

施策推進の背景

核家族化や地域のつながりの希薄化により、親子の孤立が課題となっていることから、妊娠期からの継続的な支援体制の充実が必要です。さらに、第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、高齢出産、子育てにおける心身の負担の増大など、子育てが始まる時期の生活は、大きく変化しています。そのため、子どもの健康状態の把握、健康的な育児の支援はもちろん、保護者の心身のケアの推進に向けて、それぞれの状況に適した知識の普及や意識啓発を図っていくことが必要です。

施策体系

基本目標 1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

1-1 子どもの健康増進

1-2 親の健康増進

1-3 食育の推進

1-4 小児医療の充実

1-1 子どもの健康増進

施策の方向

- 乳幼児健診等を通じて、疾病、障がいの早期発見や子育て支援が必要な家庭等の把握に努め、必要な支援につなげます。
- 子どもの発達や子育てに関する情報提供や相談支援を行い、親子の健康の増進と子育てに対する不安・悩みの解消を図ります。

主な施策

1 訪問などの個別支援

担当課：健康支援課

妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	訪問件数：1,401 件	現状維持

2 養育者支援保健・医療連携システム事業

担当課：健康支援課

養育者支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続的支援を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援実施率	100%	100%

3 新生児聴覚検査助成事業

担当課：健康支援課

新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期療育を図るための費用の一部を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
検査助成率	91.9%	100%に近づける

4 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

担当課：健康支援課

生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、親子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
訪問実施率	95.9%	100%に近づける

5 予防接種事業

担当課：健康支援課

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。また、予診票付きのしおりを送付したり、接種勧奨はがきを個別に送付するなど、予防接種の周知と勧奨に取り組みます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
1歳までにBCG接種を終了している者の割合	99.1%	100%

6 親子デンタル教室

担当課：健康支援課

1 歳から 1 歳 6 か月児を持つ親を対象に、むし歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
参加人数	78 組 (年 6 回実施)	96 組 (年 6 回実施)

7 乳幼児健康診査

担当課：健康支援課

【4 か月児健診】

4 か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

【10 か月児健診】

10 か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

【1 歳 6 か月児健診】

1 歳 6 か月児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

【3 歳児健診】

3 歳児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

評価指標		現状値 (R5)	目標値 (R11)
受診率	4 か月児健診	96.2%	100%
	10 か月児健診	93.1%	100%
	1 歳 6 か月児健診	97.7%	100%
	3 歳児健診	96.9%	100%

8 乳幼児健診事後教室

担当課：健康支援課

1 歳 6 か月児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、子育ての相談に対応します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
教室実施体制・1 歳 6 か月児健診事後教室参加人数	314 人	336 人

9 フッ化物洗口支援事業

担当課：健康支援課

就学前の幼児（年長児）にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実施園数の割合 (幼稚園・認定こども園・認可保育所)	68.4% (38 園中 26 園)	85%

10 フッ化物洗口事業 新規

担当課：教) 学校教育課

市内小学校において、児童にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
12 歳児 (中学 1 年) の一人平均 むし歯数 (本)	0.65 本	0.60 本

1-2 親の健康増進

施策の方向

- 妊娠期から出産、子育て期に至るまで、包括的な相談体制の充実を図ります。
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・意識啓発を図ります。
- 各種検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげます。

主な施策

11 子育て世代包括支援センター

担当課：健康支援課

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行います。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
相談体制 参加人数	相談件数：延べ 1,031 件 ケアプラン作成数：449 件 産前・産後サポート事業参加者数：延べ 159 人 産後ケア事業利用数：実 193 人 子育て世代包括支援センターを知っている人の割合：50.1%	R6 年度より「とまこまいこども家庭センター」の母子保健機能として、こども相談課と一体的な運営へ体制変更する。産前・産後サポート事業（集団型）は対象月齢を変更・拡大する。産後ケア事業は利用期限の延長と委託事業者の増加で支援体制を強化する。 相談件数及びケアプラン作成数：現状維持 産前・産後サポート事業（集団型）参加者数：延べ 156 人 産後ケア事業利用数：実 258 人

12 母子健康手帳の交付

担当課：健康支援課

母子健康手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
妊娠届出が妊娠 20 週未満の割合	823 人へ交付した内 妊娠 11 週以内の割合：89.7% 妊娠 12～19 週の割合：8.5%	100%に近づける

13 妊婦健康診査助成事業

担当課：健康支援課

妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
健診回数	妊婦一般健康診査の助成：14 回 超音波検査の助成：6 回	妊婦一般健康診査の助成：14 回 超音波検査の助成：6 回

14 若年妊婦訪問事業

担当課：健康支援課

妊娠届時に 18 歳以下（高校 3 年生相当年齢以下）の初妊婦を対象に、妊娠中に訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
訪問実施率	対象者 4 人のうち訪問実施率：50% （1 人電話支援、1 人転出）	100%に近づける

15 産婦健康診査助成事業

担当課：健康支援課

産婦の体調や育児不安等を把握し、継続的な支援を行うため産婦健康診査の費用を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
健診受診率	92.8%	100%に近づける

16 乳がん・子宮頸がん検診

担当課：健康支援課

乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40 歳以上、20 歳以上の女性を対象に乳がん、子宮頸がん検診を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
がん検診受診率	受診者数 乳がん検診：2,910 人（17.0%） 子宮頸がん検診：4,242 人（17.4%）	受診率 乳がん検診：12.1% 子宮頸がん検診：16.7%

※受診率はがん対策推進基本計画に基づき、乳がん検診 40～69 歳、子宮頸がん検診 20～69 歳が対象

1-3 食育の推進

施策の方向

- さまざまな機会を設けて、子どもの成長段階に適した食育の重要性の啓発と知識の普及、実践支援を図ります。

主な施策

17 離乳食・食事指導

担当課：健康支援課

乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
栄養指導体制	利用者数：347 人	栄養士による栄養指導を引き続き実施します。

18 離乳食講習会の開催

担当課：こども育成課

子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
開催回数	4回	調理実習や講習会の開催回数を維持します。

19 保育所等での「食への関心の育成」

担当課：こども育成課

楽しく食べることで食への関心を持てるように、園内での野菜づくりやクッキング保育等を実施し、食の大切さを体験する機会を設けます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所等が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	46園	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所のすべてで実施します。

20 小・中学生への食に関する指導

担当課：教）指導室

小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養教諭が食に関する指導を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施校数	栄養教諭による食育指導を市内全小・中学校で行いました。 (小学校 22 校、中学校 14 校、義務教育学校 1 校)	栄養教諭による食育指導を市内全小・中・義務教育学校で学校で実施します。

1-4 小児医療の充実

施策の方向

- いつでも安心して受診できる、医療体制の確保・充実に努めます。

主な施策

21 夜間・休日急病センター（初期救急）

担当課：健康支援課

夜間・休日急病センターにおける夜間及び休日の診療、休日当番病院における日祝日の診療を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
診療体制	夜間・休日急病センター利用者数：19,586 人	診療体制を維持します。

22 小児救急医療支援事業

担当課：健康支援課

小児科救急医療拠点病院の指定を受けている苫小牧市立病院において、小児救急医療の充実に図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
診療体制	利用者数：711 人	診療体制を維持します。

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実します

子どもや家庭の状況、保護者の働き方やライフスタイルなど、社会の変化や生活の多様化に対応した教育・保育の提供体制の充実を推進します。また、子どもの成長や個性を重視するとともに、集団生活を通じて年齢・学年の各段階に適した教育の質・環境の向上に努めます。

さらに、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育やさまざまな体験や学習機会の充実を図り、子どもの「生きる力」を育みます。

施策推進の背景

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労意欲や働き方・ライフスタイルの多様化などにより、保育ニーズは高いものとなっています。そのため、特に3歳未満児の保育施設について、量の確保と質の向上を図る必要があるほか、教育・保育施設全体については、子どもの発達段階に応じた教育・保育の充実が必要です。

また、小学生に対して、心身の健やかな成長、基礎学力の向上とともに、さまざまな体験活動を通じた社会性の向上など、学校を中心に地域社会と連携した多様な教育の充実が必要です。今後は、家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、地域全体で子どもの「生きる力」を育んでいく必要があります。

施策体系

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実します

- 2-1 幼児期の教育・保育の充実
- 2-2 放課後の教育環境の整備
- 2-3 学習指導の充実
- 2-4 国際教育の充実
- 2-5 教職員の資質向上
- 2-6 教育施設の整備
- 2-7 地域に開かれた学校づくり
- 2-8 いじめ・不登校対策の充実
- 2-9 家庭・地域の教育力の強化
- 2-10 多様な体験活動の充実
- 2-11 スポーツ活動の推進
- 2-12 読書活動の推進
- 2-13 健全な成育環境の整備
- 2-14 子どもの活動の経済的支援の充実
- 2-15 思春期保健対策の充実

2-1 幼児期の教育・保育の充実

施策の方向

- 教育・保育ニーズに対応した、教育・保育事業の提供体制の確保・充実に努めます。

主な施策

23 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の整備

担当課：こども育成課

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の園数	実施園数 51 園 ○保育所 14 園 ○幼稚園 5 園 ○認定こども園 19 園 ○小規模保育事業所 13 園	52 園

24 消費者教育の推進 新規

担当課：市民生活課

小学生を対象に、市内児童センターで「お金の話講座」を実施するとともに、市のイベント等を活用して、消費者教育を推進する取り組みを行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
事業の推進	お金の話講座：2回実施	講座やイベントを通じて、児童への消費者教育の推進を継続していきます。

2-2 放課後の教育環境の整備

施策の方向

- 小学生が放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

主な施策

25 放課後児童クラブの充実

担当課：青少年課

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成に努めます。

評価指標		現状値（R5）		目標値（R11）
開室クラブ数	小学校	30 クラブ (20 か所)	38 クラブ (29 か所)	38 クラブ
	児童センター	6クラブ (7か所)		
	民間	2クラブ (2か所)		
登録児童数		1,593 人		1,549 人

2-3 学習指導の充実

施策の方向

- 一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな学習指導、先進技術を活用した教育の充実を図ります。

主な施策

26 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善

担当課：教) 指導室

各学校において、子どもが主語の4つの共通取組場面を単元全体や一単位時間の中で適切に設定し、子どもの資質・能力を育成できる授業を構築します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
調査の結果	指導主事等が学校に訪問し、校内研修の講師を務め、教職員が研究を深める機会での授業改善に向けた助言を行いました。 全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国以上の教科 0 話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができている児童生徒 小学校 82.5%、中学校 81.6%	学校訪問による助言・指導及び研修等での講座を充実させます。 全国学力・学習状況調査の平均正答率を全国以上とし、確実に資質・能力を身につけます。 全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国以上の教科 2 (国語、算数・数学) 話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができている児童生徒 小・中学校 85%

27 個別最適で協働的な学びの実現に向けたICTの効果的活用の推進 新規

担当課：教) 指導室

児童生徒の資質・能力の育成に向け、実践研究指定校によるタブレット端末を活用した公開授業や、研修講座における実践成果の発信を行います。また、ICT活用実践例についてリーフレットを作成し、情報発信を行います。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
調査の結果	ICT活用の実践研究指定校での公開授業を行ったほか、夏季休業中にICT活用における実践的な研修講座を2講座開設し、児童生徒の資質・能力育成に向けて取り組みました。 ICT機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われたと回答した小・中学校の児童生徒の割合 20.2%	ICT活用の実践研究指定校での公開授業や実践的な研修講座など児童生徒の資質・能力の育成に向けて取り組みます。 ICT機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われたと回答した小・中学校の児童生徒の割合 85%

28 幼小連携事業 新規

担当課：こども育成課、教) 指導室

学校生活に適應できず精神的に不安定になる小1プロブレムの改善や途切れない支援を目的に幼小連携に関する研修や小学校見学会、引継会を実施します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実施回数	幼小連携に関する研修：1回 小学校見学会参加園：35園 引継会：年1回	幼小連携に関する研修：3回 小学校見学会参加園：44園 引継会：年1回

2-4 国際教育の充実

施策の方向

- 国際化時代に対応した人材の育成に向けた、教育の充実を図ります。

主な施策

29 外国語教育の充実と国際理解教育の推進

担当課：教) 指導室

4技能5領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」「書くこと)」のバランスの取れた外国語力の育成を目指し、授業改善に係る研修会や研修講座を開催しています。また、子どもたちが英語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることができるよう、市内教育機関等に外国語指導助手を派遣します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
派遣回数	中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 50.4% 市内幼稚園、保育園等や放課後児童クラブに外国語指導助手を派遣し、英語による絵本の読み聞かせや歌、ジェスチャーゲームなどを通して、英語に親しむ活動を実施しました。 派遣回数 77回	中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 60% 市内幼稚園、保育園等や放課後児童クラブに外国語指導助手を派遣し、英語に親しむ活動の充実を図ります。 派遣回数 80回

30 こども国際交流事業

担当課：未来創造戦略室

市内の子どもたちを対象に海外派遣研修を実施し、現地視察や現地学生などとの交流を通して国際交流や多文化共生に対する理解を促進し、国際的視野を持った人材を育成します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
派遣実施体制	令和6年度の事業再開に向け実施方法の検討を実施。公共サービス民間提案制度による委託業者との対話を行ったが、提案にいたらなかったためプロポーザル方式により委託事業者を選定することとなった。	市の取り組みや社会情勢に応じて年度ごとに派遣先の見直しを行いながら、事業を継続して実施します。また、参加者募集や活動報告についても、市ホームページやSNS等を活用して市民に広く周知を行います。

2-5 教職員の資質向上

施策の方向

- 教職員の資質向上のための研究・研修機会の充実を図ります。

主な施策

31 私立幼稚園教育研究補助

担当課：こども育成課

幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究（私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用）に要する経費の一部を補助します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者：206人	対象者へ研究経費補助を引き続き実施します。

32 研究委嘱校による研究の推進

担当課：教）指導室

学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
内容の充実	学力向上に係る研究委嘱校、及びICTの効果的な活用に係る研究委嘱校を小中1校ずつ決定し、各校で研究、実践を行いました。研究の成果を還元するために研修講座を開催し、市内すべての学校の担当教員2名以上が参加しました。	必要な資質・能力を育成するために、苫小牧市の課題に応じたテーマに係る研究委嘱校を決め、研究・実践を行います。その成果を、研修講座や動画配信、情報誌等で周知し、だれでも必要な情報が得られ、自己研修ができる状態をつくります。

33 教職員研修会、生徒指導講習会の開催

担当課：教）指導室

教職員を対象に、学級経営、学力向上、いじめ・不登校などの問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加人数	教職員を対象に、学力向上、学級経営、いじめ・不登校等の生徒指導に関する内容、特別支援教育に関する内容など、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催しました。集合型だけではなく、オンラインによる開催も行いました。 参加人数：1,187名	教職員を対象に、学力向上、いじめ・不登校等の生徒指導に関する内容、特別支援教育に関する内容など、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。集合型だけではなく、オンラインによる研修会も行います。 参加人数：1,250名(延べ人数)

2-6 教育施設の整備

施策の方向

- 児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる教育施設の整備を計画的に推進します。

主な施策

34 教育施設整備

担当課：教) 施設課

老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築及び大規模改修事業を推進します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
バリアフリー化の推進 (バリアフリートイレ、スロープ、エレベーター)	令和5年度末でバリアフリー化している学校数：15施設	バリアフリー化している学校数：20施設 (令和9年度末目標値)

2-7 地域に開かれた学校づくり

施策の方向

- 地域と連携した信頼される学校運営を図るため、地域に開かれた学校づくりを推進します。

主な施策

35 地域に開かれた学校づくりの推進

担当課：教) 学校教育課

各地域の実情に応じた教育活動をコミュニティ・スクールで実践し、地域の多様な人材の参画・協働の機会を創出するとともに、相互理解と信頼関係のもと未来を担う子どもたちの豊かな成長を支え、誇りを持って社会の発展に貢献していく人材を育てます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化・登下校の見守り・学校行事等の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を実施した学校の割合	先の評価指標の実施した学校の割合：47%	引き続き、学校と地域の連携・協働の推進に努めます。 目標値：85%

2-8 いじめ・不登校対策の充実

施策の方向

- いじめの発生防止と実態把握に努めるとともに、発生時の適切な対応及びいじめを受けた児童生徒の相談・ケア体制の充実を図ります。
- 不登校児童生徒に対する相談体制の充実、受け皿の整備及び再登校に向けた支援の充実を図ります。

主な施策

36 いじめ・不登校等相談

担当課：こども相談課

いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	相談件数：0件	いじめ・不登校などの相談体制を維持します。

37 不登校対策 新規

担当課：教）指導室

不登校の問題解決のため、教育支援センターでの個に応じた指導・支援に加え、「不登校児童生徒の支援に関する指針」に基づき教育機会の確保や支援の拡充を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	不登校児童生徒が教育支援センター、フリースクール等、及びオンラインにおいて相談・指導や支援を受けるための支援体制を整備しました。 教育支援センター及びフリースクール等相談・指導や支援を受けた割合：小学校 小学校 3.6%、中学校 7.4%（延べ人数、9月末時点） オンラインによる学習指導や教育相談を実施した学校 小学校 7.7% 中学校 13.3%	不登校児童生徒のうち教育支援センターやフリースクール等、及びオンラインにおいて相談・指導や支援を受ける児童生徒の増加を図ります。 教育支援センター及びフリースクール等相談・指導や支援を受けた割合：小・中学校 30% オンラインによる学習指導や教育相談を実施した学校 小・中学校 100%

38 いじめ対策 新規

担当課：教）指導室

「苦小牧市いじめ問題子どもサミット」を開催し各校のいじめない明るい学校づくりに向けた交流や主体的に考える機会を通して、各校のいじめ撲滅に向けた取り組みにつなげます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
内容の充実	各校の児童生徒会代表である小学生 46名、中学生 30名、担当教員 37名がサミットに参加し、事後アンケートにおいて参加した児童生徒全員が自分たちが主体的に考えることが大切だと回答しました。	いじめ問題についての各校での取り組みや意見を交流する中で、各校の未然防止に向けた主体的な取り組みにつなげます。

39 道徳教育の推進 **新規**

担当課：教) 指導室

児童生徒が自己をみつめ、よりよく生きるために、人の弱さに対する理解や多様な考えを受容する心など、道徳的な判断力、心情、態度を育成し、自他の命の尊さや互いに尊重する心を養えるよう道徳教育の充実を図り、自己肯定感の高揚をねらいます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
調査の結果	道徳の授業や教育活動全体を通して、豊かな心の醸成を図りました。 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合 小学校 97.9%、中学校 97.3%	道徳の授業や教育活動全体を通して、豊かな心の醸成を図ります。 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合 小学校 100%、中学校 100%

40 教育相談の充実 **新規**

担当課：教) 指導室

保護者の学校に関する悩みや困りごとについてはスクールソーシャルワーカーを設置し、専門的な来所・電話相談業務を行うほか、指導室においても来所、及び電話等による教育相談を実施します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実態	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実 対応件数：282 件 指導室での来所、電話及びメール相談 相談件数 143 件	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実 対応件数：300 件 指導室での来所、電話及びメール相談 相談件数 140 件

41 心の教室相談員の配置

担当課：教) 指導室

生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
心の教室相談員の配置	中学校全 14 校、義務教育学校 1 校に、心の教室相談員を配置しました。	全中学校に配置している心の教室相談員に不登校児童生徒への相談・支援の機能も付加し、各中学校区における相談・支援体制の充実を図ります。

2-9 家庭・地域の教育力の強化

施策の方向

- 家庭や地域の教育力を強化するために、電子メディアの利活用の啓発や地域と連携した学習活動の充実を推進します。

主な施策

42 望ましい電子メディア利活用習慣の形成 **新規**

担当課：教) 指導室

市P連との共作である「情報機器利用の約束」や令和6年3月策定の「子どもと一緒に考える安全・安心な情報機器利用のためのガイドライン」などを周知し、関係機関と連携を図りつつ、地域・家庭・学校一体となった望ましい電子メディアの利活用を啓発します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実施校数	スマートフォン等電子メディアを利用したトラブルを防ぐため、安心・安全な活用に向けた児童生徒向けの説明会や保護者向け説明会を全小・中学校で実施しました。 (小学校 22 校、中学校 14 校、義務教育学校 1 校)	引き続き、スマートフォン等電子メディアを利用したトラブルを防ぐため、安心・安全な活用に向けた児童生徒向けの説明会や保護者向け説明会を全小・中学校で実施します。 (小学校 22 校、中学校 14 校、義務教育学校 1 校)

43 地域との連携による学習活動の充実 **新規**

担当課：教) 指導室

地域社会や学校外の関係機関等との連携を図り、自然・文化・歴史等の多様な学習ニーズに対応した教育課程を編成し、実施します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実施校割合	地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を小学校 78.3%、中学校 60%の学校が全学年で実施しました。	地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を実施します。(全学年で実施の小学校、中学校を 85%以上実施)

2-10 多様な体験活動の充実

施策の方向

- 多様な体験・交流を通じて子どもの健全な育成を図るため、地域で活動する各種団体や企業等と連携し、さまざまな体験・交流機会の拡充を推進します。

主な施策

44 幼・小・中学生に対する体験活動事業

担当課：教)生涯学習課

子どもの体験活動の情報収集・提供（幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等）を行います。

また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行するとともに、体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
推進体制	・「こどものための行事案内」を毎月発行しています。 ・アウトリーチ推進事業を小中学校で17事業、保育園で6事業、認定こども園で5事業、企業主導型保育施設で1事業、町内会で3事業、その他施設で1事業実施しました。 ・公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を年1回作成し発行しました。	体験活動の推進体制を維持します。

45 青少年キャンプ場の利用促進

担当課：青少年課

青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
利用者数	1,139人 ※R2：615人 ※R3：330人 ※R4：1,026人	1,500人

46 リーダー養成事業

担当課：青少年課

日常生活におけるさまざまな体験や活動から、福祉やボランティアをはじめ、教育、地域振興、野外活動など幅広い分野に対し、青少年自身の成長と連帯意識を高め、積極的に社会参加するたくましい青少年を育成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加者数	サマーキャンプ：24人（小学生12人、中学生10人、高校生2人） ウインターキャンプ：30人（小学生20人、中学生9人、高校生1人） 未来創造こども会議：15人（小学生5人、中学生10人） ボランティアスクール：37人（小学生20人、中学生6人、高校生11人）	サマーキャンプ：30人 ウインターキャンプ：30人 未来創造こども会議：20人 ボランティアスクール：40人

47 キッズタウン開催事業

担当課：青少年課

仮想の街である「とまこまいキッズタウン」で、未来を担う苫小牧市内の小学3・4年生が住民となり、就労体験と疑似通貨による報酬を使用した消費体験を通して、働くことの喜びや苦労を学ぶとともに、社会への興味を育みながら健やかな成長を応援します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加企業・団体数	24企業・団体	24企業・団体

48 こども研修事業

担当課：青少年課

小中学生とスタッフとして参加する高校生が、姉妹都市や他都市の訪問研修で、その街の歴史や文化を学び、異年齢による集団生活を通して、協調性や自主性、社会性を身につけることを目的として実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加人数	参加者：35人 高校生スタッフ：5人	参加者：35人程度 高校生スタッフ：6人程度

49 児童の体験教室事業

担当課：教）科学センター、教）美術博物館、環境生活課、教）勇武津資料館

【教）科学センター】

児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創作性を高めるとともに健全育成を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加人数	・工作教室：214人 ・科学ふれあい教室165人 ・天文教室（星空観望会含）：64人 ・夜間開館542人 ・科学センター学習1,482人 ・移動科学センター：733人 ・移動天文教室629人 ・その他教室：512人	各種教室等を引き続き実施するとともに内容の充実を図ります。

【教）美術博物館】

郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
各種事業の実施	特別展（2回）：16,101人（縄文≒現代：3,668人、出光名品選：12,433人） 企画展（3回）：8,114人 郷土学習：1,455人 美術博物館祭（2日間）：898人 無料観覧日：1,697人 （5月：815人・11月：882人）	特別展（1回）：5,000人 企画展（3回）：9,000人 郷土学習：1,300人 美術博物館祭（2日間）：1,000人 無料観覧日：1,900人 （5月：1,000人・11月：900人）

【環境生活課】

小中学生を対象に、自然ふれあい教室、こころの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催し、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
各種活動の実施	自然ふれあい教室：5回 188人 こころの授業：37クラス 1,184人 子どもスペシャル：1回 12人 バックヤードツアー：2回 23人	ウトナイ・生きものラボ：15回 500人 こころの授業：37クラス 1,200人 子どもスペシャル：1回 15人 バックヤードツアー：2回 20人

【教）勇武津資料館】

地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
内容の充実	・ふるさと歴史講座：2回 29人参加 ・ふるさと探訪：2回 13人参加 ・生活体験教室：8回 89人参加 ・機織体験教室：2回 26人参加	・ふるさと歴史講座：2回 40人参加 ・ふるさと探訪：2回 20人参加 ・生活体験教室：8回 100人参加 ・機織体験教室：3回 40人参加

50 子ども広報部「びとこま」

担当課：教）美術博物館

児童の広報活動として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で発行します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
広報発行活動の実施	年9回開催 165人参加 (登録者数：15人)	年8回開催 120人参加（登録者数：15人） 記事発行回数 5回

2-11 スポーツ活動の推進

施策の方向

- 子どもが気軽にスポーツができる環境づくりと競技スポーツの強化支援を図ります。

主な施策

51 スポーツ施設無料開放事業

担当課：スポーツ都市推進課

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
利用料の免除	13施設において、利用料の免除を実施	13施設において、利用料の免除を継続

52 全道大会、全国大会の遠征費補助事業

担当課：スポーツ都市推進課

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
各種大会出場への助成	助成件数 105件 助成人数 1,106人	補助金の交付を継続

2-12 読書活動の推進

施策の方向

- 乳幼児期から読書への関心を高めるとともに、家庭、学校等での読書の促進を図ります。

主な施策

53 赤ちゃん、絵本のとびら事業

担当課：教）生涯学習課

赤ちゃん（0歳児）とその保護者に絵本を贈り、親子の絵本を介した心のふれあいを深めるとともに、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを進めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
配付率	- 健康支援課主催の「赤ちゃん教室」で絵本を配付した。 - 引換期限の近い事業対象者に、案内ハガキを送付し、引換えを促した。 - とまっこアプリにて11か月の赤ちゃんがいる利用者に案内メッセージを送付し、引換えを促した。 ※令和5年度パック配付数：741 ※令和4年度配付対象者の引換率：74.13%	R11年度の絵本配付率：80%以上

54 苫小牧市セカンドブック事業「いちねんせいへ、こころのたからばこ」新規

担当課：教）生涯学習課

本市在住の小学校1年生に本を贈り、子どもたち自身が「読書の楽しさと本を選ぶ喜び」を知るきっかけをつくり自発的な読書活動につなげるとともに、家族や友達と読書を通したコミュニケーションを育むことを目的として実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
推進体制	市内の小学校1年生1,237人に、自分で選んだ本1冊とおすすめの本のリストが入ったパックを配付しました。	事業の推進体制を維持します。

55 読書活動促進事業

担当課：教 生涯学習課（中央図書館）

児童の読書への関心を高め、健全育成を推進するため、児童やその保護者を対象とした読書推進のための行事を開催します。また、小学校や児童センターに向けた読書支援サービス事業を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
内容の充実 参加人数	・赤ちゃんを楽しむ絵本ひろば（10回125人） ・団体貸出冊数：30,896冊 ・定例よみきかせ会（48回429人） ・青空こども図書館（8月開催80人） ・おはなし玉手箱（2月開催30人） ・その他不定期おはなし会（3回68人） ・出張おはなし会（5回97人） ・図書館ミニシアター（こども向け2回27人） ・スクールメール便「ブックちゃん」（10校183セット） ・「ぐるりさん」（7センター、8,400冊） ・読書サポートまなぶくん（3校16回） 新型コロナウイルスが5類に移行し、事業に関してはすべて通常どおり実施した。	・「赤ちゃんを楽しむ絵本ひろば」参加人数：144人 ・定例読み聞かせ会参加人数：480人 ・スクールメール便「ブックちゃん」利用：11校190セット ・団体貸出冊数：31,800人

2-13 健全な育成環境の整備

施策の方向

- 子どもの健全な成長に有害な描写や情報等に触れない環境づくりを促進します。

主な施策

56 子どもに有害な環境排除に向けた取り組み

担当課：青少年課

有害環境排除モニター連絡協議会と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌販売規制などの自主的措置の働きかけを行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
見回り体制	有害環境排除モニター連絡協議会と合同で巡回を行うとともに、コンビニエンスストアで聞き取りを行い、有害図書の販売の有無等の調査を実施	見回り体制の維持

2-14 子どもの活動の経済的支援の充実

施策の方向

- 地域における子どもの活動に対し経済的支援を行い、活性化を図ります。

主な施策

57 地域青少年対策促進補助金

担当課：青少年課

地域の青少年の健全育成活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者：12,801 名 総補助金：9,089,800 円	継続して地域青少年対策促進補助金を交付します。

58 私立高等学校生徒活動費補助

担当課：教）総務企画課

私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象校：3 校 対象者：1,478 人 補助金額：7,860,000 円	国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。

2-15 思春期保健対策の充実

施策の方向

- 思春期の心と体に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な施策

59 非行防止・薬物乱用防止等の教育・啓発活動

担当課：教）指導室

学校の授業等において喫煙・飲酒などの非行行為や薬物乱用による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する非行防止・薬物乱用防止への啓発活動を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
教室実施体制	全小・中学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、苫小牧警察署生活安全課職員を講師に薬物乱用防止教室を開催しました。 また、希望する中学校に対して、苫小牧警察署生活安全課職員を講師に非行防止教室を開催した。	全小・中・義務教育学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、苫小牧警察署生活安全課職員を講師に薬物乱用防止教室を開催します。また、全中学校において苫小牧警察署生活安全課職員を講師に非行防止教室を開催します。

60 性教育事業

担当課：健康支援課

市内の高校生を対象に、生と性に関する正しい知識の普及、自己肯定感を育み、青少年の健全育成を図ることを目的に実施します。

また、望まない妊娠、出産を減少させるため、相談窓口を周知することを目的に、妊娠SOSカードを公共施設等に設置します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	講演回数：8回 参加人数：1,513人	中学生向け性教育も継続して行う 市内中学・高校に対する「いのちの授業」実施率：85%

61 思春期の心と体に関する正しい知識の啓発活動

担当課：教）指導室

思春期の心と体に関する講座を推進するとともに、小学校・中学校の授業における取り組みと連携を図りながら、正しい知識の啓発に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
啓発活動の実施	・全小・中学校において、性教育の指導計画を整備して性に関する指導を適切に行いました。 ・小・中学校において「こころ」や「生命」などに関する「こころの授業」を計画・実施しました。	全小・中・義務教育学校において、性教育の指導計画を整備して性に関する指導を行い、また全小・中・義務教育学校において「こころ」や「生命」などに関する「こころの授業」を計画・実施し、正しい知識の啓発活動を引き続き実施します。

62 デートDV防止啓発事業

担当課：協働・男女平等参画室

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
配布体制及び関係機関との連携	・男女平等参画に関する講演会の実施：実施回数3回 延べ176名 ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行のほかホームページ・SNS掲載等による情報発信 ・男女平等参画推進センターにおいて、関連図書コーナーの整備 ・「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、パネル展及びパープル・ライトアップを実施 (実施期間：11/10～11/25、実施施設：市役所ロビー、男女平等参画推進センター、nepia アイスアリーナ、苫小牧信用金庫本店、緑ヶ丘展望台、浄土真宗本願寺派正光寺、苫小牧フェリーターミナル、キラキラ公園、expcafe!) ・DV防止啓発リーフレットの設置 (設置施設：市内公共施設、一部商業施設等41施設) ・苫小牧市配偶者暴力相談支援センターでの相談の実施	引き続き、男女平等参画に関する情報発信を行うほか、若年層へのDV啓発を目的として、市内中学校、高校等に対する出前授業を実施します。 また、相談機関として「苫小牧市配偶者暴力相談支援センター」の設置を継続します。
出前講座等回数	・市内中学校、高校等に対する出前授業の実施 (実績：17校 1,834名)	

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

子どもが生まれ育つ主な場所である「家庭」において、親子がともに成長できるよう、子育てに対応する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援を推進します。

また、多くの子育て家庭が抱えている経済的な問題や家庭の事情により保護の必要な子どもの受け皿づくり及びひとり親家庭の支援体制の充実を図ります。

施策推進の背景

子育ての第一義的責任は保護者が持つことが基本です。その一方で、核家族化が進み、近隣に親族がいない子育て家庭が増えていることから、周囲からの助言や支援を受けにくい状況が広がっています。子育てを家庭内で抱え込むことなく地域の支援を受けられる仕組みづくりが求められています。

また、家庭環境により、家庭内だけでの子育てが困難な家庭には、その状況を把握し最適な支援を受けられるよう、相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

施策体系

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

3-1 子育て家庭等への経済的負担の軽減

3-2 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

3-3 親の子育て力の強化

3-4 子育て家庭同士の交流の推進

3-5 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

3-6 ひとり親家庭等への相談体制の充実

3-7 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

3-8 重層的支援体制整備の推進

3-1 子育て家庭等への経済的負担の軽減

施策の方向

- 幼児期の教育・保育や就学にかかる費用負担をはじめ、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由で教育・保育や就学、必要な医療を受けることができないことのないよう、費用負担の軽減を図ります。
- 国の法制度改正の際には、該当者に速やかに改正内容を告知し、正確な改正内容の理解促進に努めるとともに、該当者の申請が必要な手続きについてはもれなく支援を受けられるよう、周知の徹底を図ります。

主な施策

63 不育症治療費助成事業

担当課：健康支援課

不育症の検査・治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、検査・治療費の一部を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	助成件数：1 件	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。

64 コウノトリ検査事業

担当課：健康支援課

子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な不妊治療を開始できるよう不妊検査に係る費用に対し助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	助成件数：84 件	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。

65 先進不妊治療補助金

担当課：健康支援課

不妊治療のうち、医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進不妊治療に要する費用の一部を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	助成件数：19 件	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。

66 助産施設利用事業

担当課：こども支援課

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
病床数	2施設8病床 利用件数：20件 助成総額：9,646,617円	対象者に対し、引き続き提供します。

67 保育所等保育料の軽減

担当課：こども育成課

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料を国の水準より低額に設定します。また、北海道と連携し、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
負担額	令和4年度に引き続き下記の取り組みを実施 ●対象世帯：年収640万円未満の子どもが2人以上いる世帯 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、3歳未満児の第2子以降を無償化	引き続き下記の取り組みを実施 ●対象世帯：年収640万円未満の子どもが2人以上いる世帯 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、3歳未満児の第2子以降を無償化

68 保育所等の給食費の一部軽減

担当課：こども育成課

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、概ね年収360万円未満世帯及び多子世帯（第3子以降が対象、一部、兄弟の年齢要件あり）に対し給食費の一部を補助します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者：1,172人 （1号認定：482人、2号認定：690人）	令和6年度より、多子世帯の補助対象を第2子以降に拡充して実施します。

69 児童手当

担当課：こども支援課

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、18歳到達後の最初の年度末までの子どもを監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	受給者数：10,942人 支給総額：2,363,225,000円	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。

70 子育て支援医療費助成

担当課：こども支援課

子どもの健康が守られるよう医療費の助成を行い、早期治療及び福祉の向上を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者数：8,299 人 （市助成対象者：3,792 人） 助成総額：197,341,043 円	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。

71 家庭ごみ処理手数料の負担軽減

担当課：ゼロごみ推進課

すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減するために、ご家庭で使用したおむつ類の無料回収を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
負担の軽減	おむつ類の無料回収を継続した。	おむつ類の無料回収を継続します。

72 遠距離通学費補助

担当課：教）学校教育課

遠距離通学（小学生 4 km以上、中学生 6 km以上）に要する交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また樽前小学校に通学する児童及び樽前地区から凌雲中学校に通学する生徒の世帯に交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	●遠距離通学（小学生 4 km以上、中学生 6 km以上）：該当なし ●樽前小学校：17 人 凌雲中学校：2 人	対象者への助成を引き続き実施します。

73 特定地域バス通学児童交通費補助

担当課：教）学校教育課

3 km以上 4 km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費（バス定期代）の 2 分の 1 を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	小学生 2 人	対象者への助成を引き続き実施します。

74 就学援助

担当課：教）学校教育課

経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	小学生：1,056 人 中学生：691 人	対象者への助成を引き続き実施します。

75 中学進学祝い制服等購入助成事業 新規

担当課：こども支援課、教) 学校教育課

中学校に進学する対象児童に対し、制服等の購入費用の助成券を送付し、対象店舗で提示することで、制服等の購入費用の一部を助成します。

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
制度の実施	助成券送付数：1,453 件	対象者への助成を引き続き実施します。

76 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業

担当課：教) 総務企画課

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給付により教育を受ける機会を与えます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
新規貸与・受給者数	26 人	30 人

3-2 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

施策の方向

- 子育て家庭が抱える不安・悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と潜在的な悩みごとの把握、専門的な支援につなげる体制の強化を図ります。
- 子育てに関する情報や支援する各種事業、相談窓口等について、さまざまな媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

主な施策

77 子どもの育児発達相談

担当課：健康支援課

子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。(平成 28 年度より 5 歳児発達相談事業、平成 30 年度よりこども相談事業を開始しました。)

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
相談体制	・1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診等における発達相談：各健診年 36 回	保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。
	・5 歳児発達相談事業：年 12 回	
	・こども相談：年 12 回	

78 保育所等での育児相談事業

担当課：こども育成課

地域における身近な育児相談の場として、保育所、認定こども園、小規模保育事業所において電話等による育児相談を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	実施園数 46 園 ○保育所 14 園 ○認定こども園 19 園 ○小規模保育事業所 13 園	49 園

79 子育て情報誌の発行

担当課：こども育成課

子育てに関する定期情報誌「のんき こんき げんき」を発行します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
設置か所数	92 か所	100 か所

80 保育所・幼稚園等の情報提供

担当課：こども育成課

市のホームページや「幼稚園・保育施設ガイド」、「子育てガイドブック」で、市内の保育所や幼稚園、子育てに関する各種情報を積極的に提供します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
内容の充実 「幼稚園・保育施設ガイド」、「子育てガイドブック」の設置か所数 内容の充実	51 か所	51 か所 引き続き設置先の拡大に努めます。

3-3 親の子育て力の強化

施策の方向

- 子育て世代の親やこれから親になる方を対象に、子育てに関する知識の普及と意識啓発に向けた学習機会の充実を図ります。

主な施策

81 パパママ教室

担当課：健康支援課

初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加の動機付け、また共に協力して子育てを学ぶ機会として「パパママ教室」を開催します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
参加人数	137 組	144 組

82 赤ちゃん教室

担当課：健康支援課

2 か月、7 か月、12 か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
参加人数	延べ394 組	R6 年度より対象を生後 2 か月児に限定して実施 192 組

83 子育て支援講座の開催

担当課：こども育成課

子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消又は軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
参加人数	実施回数：136 回 延参加世帯数：497 世帯 延参加者数：1,693 人	実施回数：140 回 延参加世帯数：500 世帯 延参加者数：1,700 人

84 親の子育て力向上のための講座の開催

担当課：こども相談課

親の子育てに関する技術向上や虐待の未然防止のため、行動理論等を基にした効果的な子育ての方法について講座を開催します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
参加人数	15 人	80 人

85 「親子で楽しく遊ぼう」事業

担当課：こども育成課

子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
参加人数	実施回数：50 回 延参加世帯数：497 世帯 延参加者数：999 人	実施回数：50 回 延参加世帯数：500 世帯 延参加者数：1,000 人

3-4 子育て家庭同士の交流の推進

施策の方向

- 子育て家庭同士の交流の場づくりに向けた活動を支援し、活性化を図ります。

主な施策

86 子育てサークル等の活動の支援事業

担当課：こども育成課

子育て中の保護者の方たちへサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル活動等の促進を積極的に図ります。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実利用団体数	10 団体 (登録：18 団体)	120 件
利用件数	113 件	

87 親子の交流及び子育て家庭同士の交流の推進

担当課：こども育成課

とまこまい子育て支援センターにおいて、ランチルームの開放や親子で参加できるイベントを実施し、親子の交流及び子育て家庭同士の交流を推進します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
推進体制	ランチルームの開放未実施 イベント：5回 1,063 人 転勤者あつまれ！（年2回） ファミサポってどんなところ？（1回） 幼稚園・認定こども園PR ポスター展（1回） みんなあつまれ親子であそぼう（1回）	ランチルームの開放 イベント：年 15 回実施

3-5 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

施策の方向

- 社会的養護が必要な子どもに対する支援体制の充実を図ります。

主な施策

88 子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：こども相談課

保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
支援体制	利用世帯数：24 世帯 利用延べ日数：155 日 契約里親数：15 世帯	支援体制を維持します。

89 里親制度

担当課：こども相談課

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
登録里親数	25 組（R4年度実績） ※対象年度の登録里親数は翌年度末に公表されるため、R4年度の実績値を記載	制度の周知啓発を継続します。

3-6 ひとり親家庭等への相談体制の充実

施策の方向

- ひとり親家庭や生活困窮世帯の自立した生活、子どもの学習支援に向けた相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

90 ひとり親家庭等の相談体制の充実

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	ひとり親家庭等相談件数：3,146 件	相談体制を維持します。

91 ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	100%（支援回数：352 回）	支援体制を維持します。

92 ひとり親家庭学習支援事業

担当課：こども支援課

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
利用者数	受講者数 61 人	70 人

93 生活困窮世帯子どもの学習支援事業

担当課：総合福祉課

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
利用者数	受講者数：13 人	25 人（定員人数）

3-7 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

施策の方向

- ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実を図ります。

主な施策

94 ひとり親家庭等医療費助成

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	受給対象者 親：2,891 人 子：1,906 人 助成額：129,624,714 円	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。

95 ひとり親家庭等自立支援事業

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等の親の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金等事業」、「高卒認定試験合格支援給付金事業」の利用を促進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	自立支援教育訓練給付金：9 件	対象者への給付を継続するとともに、引き続きひとり親家庭に対し周知を図ります。
	高等職業訓練促進給付金：24 件	
	高等職業訓練修了支援給付金：12 件	
	高卒認定試験合格支援給付金：0 件	

96 児童扶養手当

担当課：こども支援課

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満 18 歳に到達した年度末まで手当を支給します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	受給者数：2,068 人	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。
	支給総額：915,741,420 円	

3-8 重層的支援体制整備の推進

施策の方向

- 地域住民のさまざまな支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援及び地域づくりに向けた支援などを一体的に実施します。

主な施策

97 包括的相談支援 **新規**

担当課：総合福祉課

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑・複合化した課題についても適切に他機関へつなぎ、さまざまな支援ニーズに対応します。

評価指標	現状値（R6）	目標値（R11）
相談支援体制	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 利用者支援事業等 生活困窮者自立相談支援機関	相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制を維持します。

98 地域づくり事業 **新規**

担当課：総合福祉課

世代や対象の枠を超え、多様な住民が交流できる場を確保し、地域活動や孤立・孤独への支援と環境整備を一体的に実施します。

評価指標	現状値（R6）	目標値（R11）
交流・活動の場所	一般介護予防事業 生活支援体制整備事業 地域活動支援センター事業 地域子育て支援拠点事業 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	交流や活動の場を確保し、地域参加への支援の拡充を図ります。

99 関係機関・団体との連携会議 **新規**

担当課：総合福祉課

地域住民及びその世帯に対する支援を、就労・経済的理由・心身の状況などそれぞれの事情による課題を把握し、一体的かつ重層的に共有しながら必要な支援を行います。

評価指標	現状値（R6）	目標値（R11）
連携体制	個別ケース検討連絡会議 重層的支援会議（R7新規）	連携体制を維持します。

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女問わず、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるよう、働き方改革に関連する諸施策と整合性を図りながら、企業や市民に対して情報発信を行います。また、多様な働き方に対応できるよう、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

施策推進の背景

共働き家庭が増加し続けている中、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由により、出産を機に退職する女性が、未だに多くみられます。

また、父親の子育てに参加する意識・志向は浸透しつつありますが、育児休業の取得率が低いままであること、男性が仕事を優先して子育てへの参加が進んでいないことなど、多くの課題を抱えています。

近年、「働き方改革」により、就業者全体の働き方を見直す動きが出始めています。その動きに歩調を合わせて、企業と就業者がともに子育て家庭の親の多様な働き方に取り組み始めていることから、今後の働き方やライフスタイルの変化に合わせた、仕事と子育ての両立に向けた基盤整備を図っていく必要があります。

施策体系

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

4-2 多様なニーズに対する保育サービスの充実

4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

- 子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知及び法令遵守を図り、子育て家庭が働きやすい就労環境の整備を促進します。
- 各種講座等を通じて、男女がともに子育てに参画するための意識の醸成を図ります。
- 育児休業から復職を希望する母親の就業支援を図ります。

主な施策

100 子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知

担当課：協働・男女平等参画室、工業・雇用振興課

育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
周知体制の充実	・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行のほかホームページ・SNS掲載等による情報発信 ・男女平等参画推進センターにおいて、関連図書コーナーの整備 ・男女平等参画都市宣言 10 周年記念事業として、地域で支える子育てをテーマに講演会を実施：参加者50名	引き続き、両立支援や女性活躍推進に関する啓発事業を実施します。
	職場改善コンサルティング事業では、育児介護休業法の改正による男性の育休取得促進のため、市内企業の就業規則改正の支援などを実施し、法の周知や取得促進を図った。	周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。

101 就労の場における母性保護などの制度の周知

担当課：工業・雇用振興課

働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
周知体制の充実	企業に対し、誰もが働きやすい職場づくりを支援する中で、産前・産後・育児休業等の各種制度の提供を行った。	周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。

102 仕事と家庭の両立を促進するための啓発

担当課：協働・男女平等参画室

男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。（男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等）

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
各種広報・啓発活動の実施	- 男女平等参画に関する講演会：実施回数3回、延べ101名 - 男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行のほかホームページ・SNS掲載等による情報発信 - 男女平等参画推進センターにおいて、関連図書コーナーの整備 - 仕事と家庭の両立を促進するための啓発的内容の講座を開催 「男女共同参画週間」の一環として、パネル展を実施（実施期間：6/23～6/29） - イクボスをテーマとした官民合同研修を実施：参加者20名	引き続き、男女の固定的役割分担意識の是正に向け、啓発事業を実施します。

103 子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援

担当課：工業・雇用振興課

結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
復職支援対象者	出産・子育て等を理由に離職し、再就職を希望している方を対象に、託児付きでセミナーや各種研修と職場実習を行い職場復帰を図った。 就職者数：34人、セミナー参加数：141名	新規就職者数を維持します。

104 父親への子育て支援

担当課：健康支援課

父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
育児教室参加組数	51 組	60 組

4-2 多様なニーズに対する保育サービスの充実

施策の方向

- 保護者の働き方の多様化や緊急時の一時的な保育等、多様な保育ニーズに対応したサービス提供体制の充実を図ります。

主な施策

105 乳児保育事業

担当課：こども育成課

女性の就労増加や就労形態の変化により、1 歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	実施園数：40 園	44 園

106 一時預かり事業

担当課：こども育成課

保護者の就労形態の多様化や疾病などのやむを得ない事由や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	実施園数：7 か所 延利用者数 4,845 人	8 か所

107 病児・病後児保育事業

担当課：こども育成課

病気の「回復期に至らない場合」又は病気の「回復期」にあつて、集団での保育が困難な児童を預かる病児・病後児保育事業を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施か所数	実施園数：5 園延利用者数 63 人 （体調不良時型は施設数には含み、利用者数には含めない）みその・ファミサポ分	5 か所

108 延長保育事業

担当課：こども育成課

保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）を前後 30 分又は後ろ 30 分延長して開所する延長保育を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	実施園数：13 園延利用者数 6,378 人	13 園

109 休日保育事業

担当課：こども育成課

保護者の休日就労等に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	実施園数：3 園 延利用者数：553 人	3 園

110 広域保育事業

担当課：こども育成課

保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所等に相互入所させる、広域入所を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	管外入所児童数：15 人	広域保育事業を引き続き実施します。
	管外受入児童数：1 人	

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援、子育て相談・交流の充実や子どもの健全育成など、地域全体での子育て意識の向上を図ります。また、子どもの権利の向上や非行防止対策、犯罪防止など、親子で安心して生活できる環境づくりを促進します。

施策推進の背景

核家族化や親戚づきあい、近所づきあいの希薄化が進み、身近な人に頼りにくい、身近に頼る相手がいない状況が進んでいます。地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが求められています。

また、子どもが健全に、健康的に成長できるよう、いじめや非行の防止、犯罪から子どもを守るための市民の意識づくりや支援体制の充実が求められています。

さらに、子育て家庭が暮らしやすい生活環境として、安全に遊ぶことができる公園の充実や通学路における歩道の整備やバリアフリー化など安心して外出できる環境づくり等が必要です。ハード面での計画的な整備を進めるとともに、市民からの理解・協力や見守り体制づくり、受動喫煙対策などソフト面においても、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

施策体系

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

5-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

5-2 地域における子育て相談・交流の充実

5-3 子どもの健全育成の推進

5-4 子どもの権利の普及・啓発

5-5 安全安心なまちづくりの推進

5-6 安心して外出できる環境の整備

5-7 子どもの交通安全の確保

5-8 青少年の非行対策の推進

5-9 子どもの犯罪被害防止

5-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

施策の方向

- 子育て支援をする地域活動を対象に支援を行い、活動の活性化を促進します。

主な施策

111 出前講座の開催

担当課：こども育成課

地域の子育て力の向上を図るため、乳幼児の発達や育児の方法等について出前講座を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
開催数	実施回数：0回 参加者数：0人 サークルの交流や情報交換を目的とし サークル代表者交流会を開催（1回）	実施回数：2回

112 子育てサークル活動助成事業

担当課：こども育成課

子育てをしている方の不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
助成額	15,000 円 （補助団体 8 団体 補助総額 106,760 円）	子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。

113 子育て支援グループへの支援

担当課：協働・男女平等参画室

地域の子育て団体等の学習活動を支援します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援団体数	・性教育に関する講座などを実施する団体に対する援助（実績：3 団体） ・女性相談の利用者に対する無料託児サービスを追加	引き続き、地域の子育て団体等の学習活動を支援します。

5-2 地域における子育て相談・交流の充実

施策の方向

- 地域全体で子育て家庭を支えるため、住民相互の支えあい活動の活性化や身近な場所で気軽に相談できる体制の強化を図ります。
- 子どもや子育て家庭における多様な交流、活動機会の拡充を図ります。

主な施策

114 乳幼児のための交流事業の開催

担当課：青少年課

児童センターにおいて、乳幼児と保護者を対象に月1回とまべピータイムを開催します。また、幼児と保護者を対象に週1～2回の設定遊びを開催することで、親子や保護者同士の交流を図り、子育て支援を推進します。

評価指標		現状値（R5）	目標値（R11）
開催回数	とまべピータイム	74回	84回
	乳幼児交流会	419回	430回

115 異年齢児・世代間交流事業

担当課：こども育成課

園児と地域の児童やお年寄りが、地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	異年齢及び世代間交流実施園数 ※保育所、幼稚園、認定こども園全園 ○保育所 14 園 ○幼稚園 5 園 ○認定こども園 19 園	保育所・幼稚園・認定こども園全園 (38 園)

116 地域子育て支援拠点事業

担当課：こども育成課

保育所の子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	プレイルーム 登録世帯数：1,488 世帯 延利用者数：21,529 人	プレイルーム 登録世帯数：1,800 世帯 延利用者数：27,000 人

117 ファミリー・サポート・センター事業

担当課：こども育成課

子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	活動件数：1,228 件	支援体制を維持します。

118 利用者支援事業（特定型）

担当課：こども育成課

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	引き続き、こども育成課窓口・子育て支援センターに利用者支援員を配置し、児童センター等への出張相談、転勤者向けのイベント、幼稚園・こども園 PR ポスター展等のイベントを実施 【令和5年度実績】 延相談件数：1,436 件	引き続き実施します。

119 子ども・若者支援地域協議会 **新規**

担当課：青少年課

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者に対する支援を、関係機関等と連携し、効果的かつ円滑に行う体制を構築します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
連携体制	・代表者会議（年1回） ・実務者会議（年1回）	連携体制を維持します。

120 子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」の充実 **新規**

担当課：青少年課

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、必要とする支援先につながる事が可能となるよう相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	新規相談件数：28 件	相談体制を維持します。

5-3 子どもの健全育成の推進

施策の方向

- 地域における子どもの健全育成に向けた活動を促進します。

主な施策

121 幼児・児童の健康増進事業

担当課：スポーツ都市推進課

幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、こども運動教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
各種教室の実施	実施回数 48 回 参加人数 408 人	実施回数 50 回 参加人数 600 人

122 児童センターの利用促進

担当課：青少年課

児童の健康を増進し、豊かな情操を育みます。中学生・高校生にとっての居場所機能を強化することにより、児童センターの利用促進を図るとともに、近隣の中学校・高校や地域との連携に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
来館者数	167,569 人	153,000 人

123 放課後子ども総合プラン

担当課：青少年課、教）総務企画課

次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施について継続して検討します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施校の数	樽前小学校にて3回実施したほか、苫小牧西小学校及び澄川小学校で各1回実施	地域の特色などを生かした放課後子供教室の開催を1校で通年実施します。また、希望のある放課後児童クラブへ講師派遣を行うなど一体型実施に向けて連携した取り組みを行います。

124 中学校部活動の地域移行の推進 新規

担当課：教 学校教育課

地域人材の活用や組織・団体との連携により、中学校部活動の地域移行を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
中学校部活動の地域移行の推進	とまこまい型部活動地域移行ビジョン策定	すべての中学校部活動の実施主体が地域に完全移行することを目指します。 R6 個人競技種目の地域移行 球技種目の拠点校方式導入 R7～9 個人競技種目の地域移行の軌道化 球技種目の拠点校方式の拡大・成熟 他競技の地域移行実現 R10～ すべての部活動の地域移行化

125 健全育成広報誌発行

担当課：青少年課

1年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
発行部数	155部	161部（市内小中学校 38校（1部は植苗）、胆振管内高等学校 15校、市内児童センター7か所、町内会 82、苫小牧市子ども会育成連絡協議会役員 19人）

126 「希望の鐘」吹鳴

担当課：青少年課

青少年育成の願いを込め、防災行政無線屋外スピーカー（25か所）から「希望の鐘」を1日3回吹鳴します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
吹鳴体制	防災行政無線屋外スピーカー（25か所）から「希望の鐘」を1日3回吹鳴	吹鳴体制の維持

5-4 子どもの権利の普及・啓発

施策の方向

- 子どもの権利に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

主な施策

127 道徳教育の推進 **新規**

担当課：教) 指導室

子どもたちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方について考えを深めることができる授業改善に取り組みます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
調査の結果	道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合が小学校 86.9%、中学校 92.6%。	道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合が小学校 90%、中学校 90%。

128 人権教育の充実 **新規**

担当課：教) 指導室

子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生、及びジェンダー平等の実現に向けた環境づくりの推進に取り組みます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実施校数	男女混合名簿を活用している学校が 16 校 (校/全 37 校)。	男女混合名簿を活用している学校が 37 校 (校/全 37 校) とします。

5-5 安全安心なまちづくりの推進

施策の方向

- 子どもや子育て家庭が安全・安心な暮らしをできる生活環境の整備を推進します。

主な施策

129 公園のリニューアル化

担当課：緑地公園課

古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもたちに環境の良い遊び場を提供します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
遊具などの リニューアル化	ウトナイ 1 号公園、豊陵公園、あかつき公園、錦大沼公園、そよかぜ公園、有明 1 丁目公園、澄川 5 丁目公園	緑葉公園、青葉中央公園、泉町 1 丁目公園、音羽 1 丁目公園、こくま公園、新中野 2 丁目公園、なかよし公園、錦岡東 5 号公園、オーシャンヒルズ 2 号公園、花畔公園、清流公園、拓勇公園、錦大沼公園、矢代 1 号公園、緑ヶ丘公園、日の出 2 丁目公園、双葉 3 丁目公園、緑町 2 丁目公園、澄川公園、西町公園、花園 1 丁目公園、沼ノ端南 9 号公園、美園 2 丁目公園、見山 2 丁目公園、若草公園、元町公園、勇払 4 号公園、勇払 5 号公園、日吉 2 丁目公園、日吉 4 丁目公園、光洋 3 丁目公園、美園 3 丁目公園

130 公営住宅の建替事業の推進

担当課：住宅課

老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育てにも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めます。【平成 26 年度から日新団地の建替事業に着手】

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
建設棟・戸数	・日新団地 1 棟 60 戸の建設 ・日新団地 1 棟 24 戸の建設着手	・日新団地 13 棟 552 戸の建替完了 ・光洋団地 1 棟 80 戸の建替

131 安心安全な道路整備

担当課：道路建設課、維持課、教）学校教育課

人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮した通学路の交通安全対策、除雪体制の充実などを推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
対象路線の整備	北星小学校ほか 5 校の交通安全対策に努めました。	通学路等の交通安全対策を引き続き実施します。
除雪体制の充実	的確な除雪作業実施判断を行い、登校時間までの除雪作業完了に努めました。	

132 街路灯整備

担当課：市民生活課

夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	街路灯 98 基改修 町内会等が設置する街路灯 26 基に対し補助金を交付	要望に応じた街路灯の設置、町内会等への設置補助金の交付を引き続き実施します。

5-6 安心して外出できる環境の整備

施策の方向

- 小さな子ども連れでも安心して外出できるよう、ソフト・ハードの両面から環境づくりを推進します。

主な施策

133 市主催事業等での託児の実施

担当課：協働・男女平等参画室

講演会、学習会など市主催の事業において託児を実施し、子育てする親の文化活動等を支援します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
託児の実施	男女平等参画推進センター主催・共催の全ての事業で託児実施	託児を引き続き実施するとともに、子育て家庭の事業参加の促進を図ります。

134 公共施設のバリアフリー化の推進

担当課：建築課、設備課、障がい福祉課

苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て家庭が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

評価指標		現状値（R5）	目標値（R11）
バリアフリー化	建築課	- 令和4年度 日新団地市営住宅12号棟(5F60戸) 新築主体工事 - 令和5年度 日新団地市営住宅2号棟(3F24戸) 新築主体工事 - 樽前小学校校舎改築主体工事 - 樽前小学校屋内運動場改築主体工事 - 沼ノ端小学校大規模改修主体工事 - ウトナイ小学校校舎増築主体工事	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。
	設備課	- 令和4年度 日新団地市営住宅12号棟(5F60戸) 新築衛生設備工事 - 令和4年度 日新団地市営住宅12号棟(5F60戸) 新築昇降機設備工事 - 令和5年度 日新団地市営住宅2号棟(3F24戸) 新築衛生設備工事 - 令和5年度 日新団地市営住宅2号棟(3F24戸) 新築昇降機設備工事 - 樽前小学校校舎改築機械設備工事 - 樽前小学校屋内運動場改築機械設備工事 - 沼ノ端小学校大規模改修機械設備工事 - ウトナイ小学校校舎増築機械設備工事	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。
	障がい福祉課	- 市民活動センタートイレ改修 - 中央図書館点字ブロック取付 - サンガーデン点字ブロック取付 - 科学センター温水洗浄便座設置 - リサイクルプラザ点字ブロック取付及び段差解消	引き続き、苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進を継続します。

135 空気もおいしい施設認定事業

担当課：健康支援課

敷地内禁煙又は屋内禁煙としている市内に所在する飲食店や事業所などの施設を「空気もおいしい施設」として認定し、認定証とステッカーを交付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
認定施設数	46 施設	100 施設

5-7 子どもの交通安全の確保

施策の方向

- 子どもや子ども連れが安心して外出できるよう、交通安全の意識啓発や交通安全施設の整備を推進します。

主な施策

136 交通安全教室

担当課：市民生活課

交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施回数	267回	320回

137 交通安全啓発の実施

担当課：市民生活課

市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
運動期間の広報掲載回数	6回	6回
家庭訪問による啓発活動実施回数	8回	14回

138 巡回広報・早朝啓発の実施

担当課：市民生活課

毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
巡回広報体制	19回実施	巡回広報体制を維持します。

139 登校時街頭指導

担当課：市民生活課

交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
指導体制	交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を実施。	指導体制を維持します。

140 交通安全施設整備事業

担当課：市民生活課

横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
設備の更新体制	横断歩道灯	設備の更新体制を維持します。
	通学路標識	
	スクールゾーン大型看板	

5-8 青少年の非行対策の推進

施策の方向

- 青少年の非行問題に対し、地域全体で対応するための連携した取り組みを推進します。

主な施策

141 広報誌発行

担当課：青少年課

青少年の健全育成に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取り組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
発行回数	年3回	年3回

142 関係機関・団体との情報交換

担当課：青少年課

青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
連携体制	小學校生徒指導連絡協議会 中學校生徒指導連絡協議会 高等学校生徒指導連絡協議会 五地区広域指導連絡協議会 胆振東部青少年指導連絡協議会	小學校生徒指導連絡協議会 中學校生徒指導連絡協議会 高等学校生徒指導連絡協議会 五地区広域指導連絡協議会 胆振東部青少年指導連絡協議会

143 巡回活動の実施

担当課：青少年課

巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な指導を行うためのマニュアルを策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導につながる活動を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
巡回体制の維持	街頭指導 年間 408 回 ※年度当初に指導員 1 名が退職し、2 班体制での巡回を確保できなかったものの、夜間巡回や祭典巡回は支障なく実施	2 班体制での通常巡回に加え、夜間、祭典等で巡回を実施します。

5-9 子どもの犯罪被害防止

施策の方向

- 子どもが犯罪被害にあわないよう、地域全体で見守る活動の活性化を図ります。

主な施策

144 「こどもSOSの家」運動の推進

担当課：青少年課

変質者・不審者から子どもを守るため、全市的な取り組みとして、「こどもSOSの家」の推進に努めます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
事業の推進	新規協力（個人8件、事業所50件） 配布枚数2,714枚	店舗を中心に協力を呼びかけ、子どもたちが駆け込みやすい場所の確保に努めます。

145 防犯啓発事業

担当課：市民生活課

安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
啓発活動の実施	「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年11回 出前講座実施回数：年12回 歳末地域安全運動市民集会実施 自主防犯組織の活動支援 ながらみまもりタイ！活動実施	「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年6回 出前講座実施回数：年12回 歳末地域安全運動市民集会実施 自主防犯組織の活動支援 ながらみまもりタイ！活動実施

146 小学生帰宅時刻案内放送 **新規**

担当課：青少年課

市内全域の防災行政無線屋外スピーカーを利用し、小学生の帰宅時刻に関する案内放送を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
放送体制	令和6年6月1日より開始（市内125カ所）	放送体制の維持

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

児童虐待やDV、子どもの障がいなど、さまざまな要因により特に支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携を強化し、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援の充実を図ります。

施策推進の背景

児童相談所が受け付ける児童虐待相談件数は増加を続け、社会問題化している児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に対して、相談体制や支援体制、関係機関との連携体制強化をはじめ、市民への周知啓発を図るなどして未然防止、早期発見かつ適切な対応が可能となるよう取り組む必要があります。

また、すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、障がいを早期に発見し、適切な療育へとつなげていくことが重要です。近年は、発達障がいを持つ子どもが増えてきていますが、社会的な理解が十分ではなく、二次障がいへとつながるリスクもあることから、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

施策体系

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

6-1 児童虐待防止に対する対策

6-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実

6-3 障がい児の発達支援の充実

6-4 障がい児家庭への経済的支援の充実

6-5 障がい児の教育・保育の充実

6-6 特別支援教育の推進

6-1 児童虐待防止に対する対策

施策の方向

- 児童虐待に対する市民の理解促進を図り、地域による見守りと早期発見、早期対応につなげます。
- 関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応が可能な体制の充実を図ります。

主な施策

147 要保護児童対策地域協議会

担当課：こども相談課

児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議を開催します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
連携体制	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討 会議開催数：38回 対象児童数：77人	連携体制を維持します。

148 児童相談体制の充実

担当課：こども相談課

増加する児童虐待相談に対応するため、また、児童虐待の未然防止、早期発見かつ適切な対応が可能となるよう相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	家庭児童相談件数：1,343件	児童相談体制を維持します。

149 こども相談センターにおける児童虐待対応体制の充実

担当課：こども相談課

苫小牧市子ども家庭総合支援拠点と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設を整備し、児童虐待対応体制の強化を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
児童虐待対応体制	面接訪問同行：308回 北海道室蘭児童相談所との緊密な連携 のもとで児童相談所に相談しました。	苫小牧市こども相談センター（こども相談課と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設）で、児童虐待対応体制の強化を図ります。

150 児童虐待防止の出前講座

担当課：こども相談課

児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施体制	実施回数：7回	出前講座実施体制を維持します。

151 児童虐待に対する専門性の向上

担当課：こども相談課

児童の関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
研修実施体制	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1 回 実務者会議 16 回	児童虐待研修の実施体制を維持します。

152 児童相談所との連携強化

担当課：こども相談課

一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、定期的な会議の実施により連携強化を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
連携体制	児童相談所送致件数：27 件 合同研修会：10 回	連携体制を維持します。

153 子育て世帯訪問支援事業

担当課：こども相談課

子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。

家事等の負担軽減が必要な 18 歳未満の子どもがいる家庭に、支援員が訪問し、子どもの担っている家事や家族の世話などを行います。（ヤングケアラー家庭等含む）

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	支援回数：83 回	支援体制を維持します。

6-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実

施策の方向

- 配偶者等による暴力から身を守り、安全を確保するための相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

154 相談体制の充実

担当課：協働・男女平等参画室

【協働・男女平等参画室】

夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	・配偶者暴力相談支援センターの相談員2名体制を維持 ・女性相談件数：415件 ・女性相談援助センター等への入所件数：14件 ・託児付相談、月1回の夜間相談の実施 ・地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）実施	引き続き、「配偶者暴力相談支援センター」の相談体制を維持します。 また、困難を抱える女性の相談支援を実施します。

【協働・男女平等参画室】

弁護士による法律相談を実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	一般相談件数：8人	引き続き、弁護士による法律相談支援体制を維持します。
	法律相談件数：15人	

155 民間シェルターへの支援

担当課：協働・男女平等参画室

ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援体制	・DV被害者等の一時保護を行う民間シェルターの維持、運営にかかる経費の一部を補助（交付額：2,200,000円） ・民間シェルターの退所以降も被害者に対して切れ目のない支援を行うため、民間事業者にアフターサポート及び自立支援業務を委託（委託料：3,505,000円）	引き続き、DV被害者等の一時保護を行う民間シェルターの維持、運営にかかる経費の一部を補助するとともに、民間シェルター退所以降も被害者に対して切れ目のない支援を行います。

6-3 障がい児の発達支援の充実

施策の方向

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域で安心して暮らしていくことができるよう、特性に応じた専門的な支援体制の充実を図ります。

主な施策

156 障がい児相談

担当課：発達支援課

障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいに関わる相談をします。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	相談件数：未就学児 518 件 就学児 5 件 ※相談支援利用計画作成数：204 件 モニタリング : 353 件	相談支援を引き続き実施します。

157 就学相談

担当課：教 指導室

幼稚園児等就学前の障がいの疑いのある子どもへの就学相談や教育相談を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	就学前の障がいの疑いのある子どもへの就学相談や教育相談を行いました。 相談件数：19 件	特別支援教育相談員・こども育成課職員及び指導主事の複数体制で障がいの疑いのある子どもへの就学相談・教育相談を実施します。

158 障がい児の通所支援

担当課：発達支援課、障がい福祉課

【発達支援課】

障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
利用回数	月平均利用回数 未就学児：1.5回(予定数 2.0 回) 就学児：1.9 回（予定数 2.3 回） ※児童の年齢等により利用回数が異なる。	児童の年齢や発達の状況に合わせ、必要な療育支援を実施します。

【障がい福祉課】

障がいのある幼児・児童に対し、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
事業所数	38 か所、延べ 9,938 名 ・ こども支援部会の開催 ・ 通所施設に関する連絡協議会の実施	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会と連携しながら、引き続き、通所支援の利用機会の確保を図ります。

159 障がい児自立支援給付事業

担当課：障がい福祉課

障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	事業者数： （居宅介護）42 か所 （短期入所）11 か所	対象者への自立支援給付を引き続き実施します。
	1 月当たりの平均利用者数： （居宅介護）：2.0 人/月 （短期入所）：1.7 人/月	
	補そう具：150 件 日常生活用具：81 件	

160 地域支援 新規

担当課：発達支援課

児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターとして、発達に遅れや心配のある幼児（児童）について、親子相談を行います。また、所属機関からの希望により、保育所などや学校、通所支援事業所を巡回し、助言や相談に応じます。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
支援回数	親子教室：689 件 巡回相談：個別支援 14 回 クラス支援 3 回	地域支援を引き続き実施します。

161 医療的ケア児等支援事業 新規

担当課：発達支援課

医療的ケア児相談室を設置し、医療的ケア児及びその家族（以下、「医療的ケア児等」という）に対し、専門的な視点からの助言や他機関との連携など支援体制の整備に努めます。

評価指標	現状値（R6）	目標値（R11）
支援体制	医療的ケア児相談室設置	医療的ケア児等からの相談への助言、関係機関との連絡調整、医療的ケア児支援のための協議の場の設置や研修会の開催など、きめ細かな支援を実施します。

162 医療的ケアが必要となる子どもの保育所等への受け入れ 新規 担当課：こども育成課

日常的に医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）の保育ニーズに対応するため、「医療的ケアの範囲」、「受入れ対象」、「受け入れ体制」等の検討を進めます。

評価指標	現状値（R6）	目標値（R11）
医療的ケア児受け入れ	先進事例の視察、庁内検討開始	課題等について協議を進め、医療的ケア児の受け入れができるよう環境を整備します。

6-4 障がい児家庭への経済的支援の充実

施策の方向

- 障がい児のいる家庭を対象に、就学、医療や養育等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な施策

163 特別支援学級通学通級児童生徒付添者交通費補助 担当課：教）学校教育課

特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下校の送迎をするために、バス又は自家用車を利用する保護者などに、送迎に要する交通費を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	小学校：車利用8人	対象者への助成を引き続き実施します。
	中学校：車利用2人	

164 重度心身障がい者（児）医療費助成 担当課：障がい福祉課

重度心身障がい者（児）に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者への助成を引き続き実施 重度心身障害者医療費助成の資格認定件数： 4,427人	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。

165 障害児福祉手当 担当課：障がい福祉課

在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支給します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者への助成を引き続き実施 受給者数：89人※3月末時点受給者数 支給総額：16,583,340円	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。

166 特別児童扶養手当

担当課：障がい福祉課

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	対象者への支給を引き続き実施 受給者数：438 人	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。

6-5 障がい児の教育・保育の充実

施策の方向

- 保育所や幼稚園等における専門的支援の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

主な施策

167 障害児保育事業

担当課：こども育成課

保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所及び認定こども園に入所させ、健常児との集団保育を通じて、障がい児の成長発達を促進を図る障害児保育を推進します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施園数	補助園数：17 園 補助対象児童数：36 人 （保育所及び認定こども園全 33 園において障がい児保育の実施が可能）	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き実施します。

168 保育所等訪問支援事業

担当課：発達支援課

保護者との契約のもと、障がい児の療育経験のある職員が保育所などを2週間に1回程度訪問し、保育所などのスタッフに対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
訪問回数	0 回（支援人数：0 人） ※保育所等訪問支援を希望する保護者が少ない（面談後に通所支援もしくは巡回相談を希望する）ため。	児童の発達状況に合わせ、集団生活への適応を促すよう支援します。

169 私立幼稚園等障害児教育補助

担当課：こども育成課

心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児とともに幼児教育を積極的・継続的に行う私立幼稚園等の設置者に、補助金を交付します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
制度の実施	補助園数：12 園 補助対象児童数：23 人 （幼稚園及び認定こども園全 24 園において障がい児保育の実施が可能）	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き実施します。

170 幼稚園等特別支援教育相談事業

担当課：教）指導室（子ども支援室）、こども育成課

幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障がいのある幼児の小学校就学に向けての相談等を幼稚園等に訪問し実施します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
相談体制	特別支援教育相談員、健康こども部こども育成課幼児教育支援員、指導主事とともに幼稚園・保育所を訪問しました。 訪問相談件数：6件	特別支援教育相談員、健康こども部こども育成課幼児教育支援員、指導主事の複数体制で幼稚園等の訪問を行い、早期からの特別支援の充実を推進します。

6-6 特別支援教育の推進

施策の方向

- 一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育的支援が行われる体制の充実を図ります。

主な施策

171 特別支援教育コーディネーターの充実

担当課：教）指導室

各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
連携体制	障がいのある又は疑いの児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進しました。 特別支援部会の実施回数：55回	障がいのある又は疑いの児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進するなど、引き続きコーディネーターの専門性を高める研修会を推進します。

172 特別支援教育支援員の配置

担当課：教）指導室

市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
特別支援教育支援員の配置	51人配置 小学校：29人 中学校：16人 院内学級：1人 適応指導教室：3人 子ども支援室あかり：2人	市立小・中・義務教育学校に、特別支援教育支援員を複数人配置します。

173 特別支援教育を充実させるための全教員の専門性向上 **新規**

担当課：教）指導室

特別支援教育の充実のため、市内小中学校すべての教員に対して、特別支援教育に関する研修を実施し、専門性の向上を図ります。

評価指標	現状値（R5）	目標値（R11）
特別支援教育に関する研修受講割合	過去5年間に特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合 56%	過去5年間に特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合 100%を目指し、学校内外での研修の機会をより多く設定し、実現を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 庁内連携による施策の推進

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局各課・機関が連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

(2) 北海道・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、北海道や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら、施策の推進を図ります。

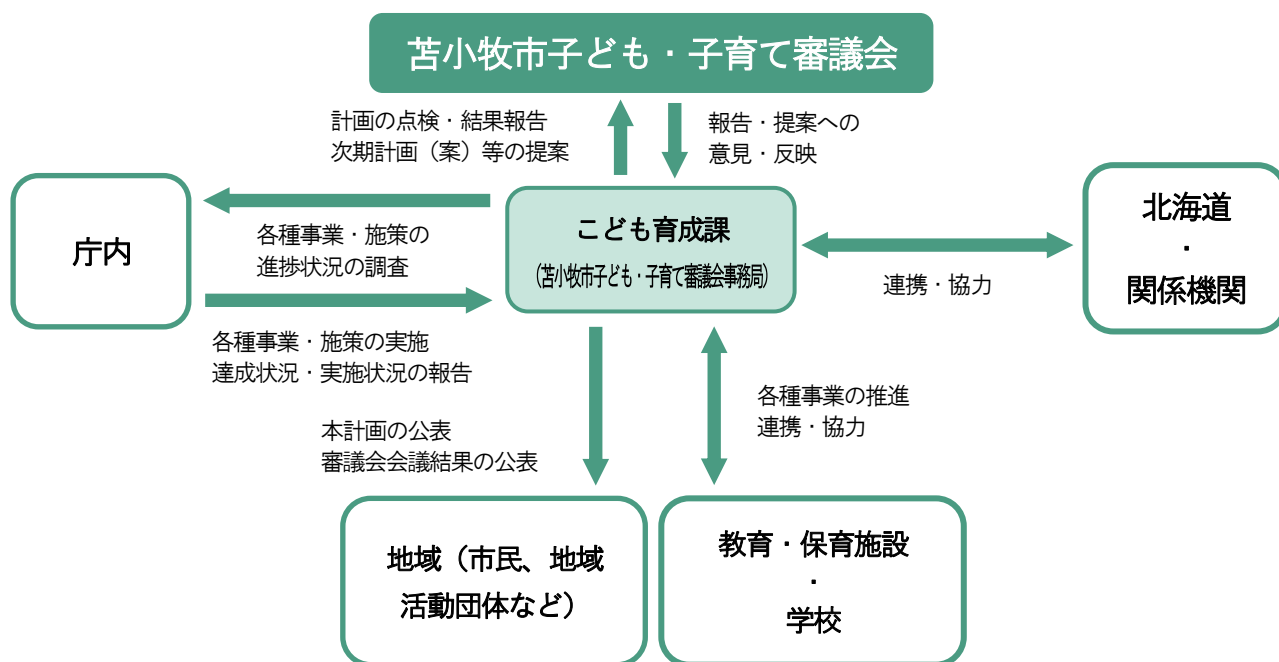
(3) 地域、教育・保育施設、学校との連携による施策推進

地域が一体となって子育てを支援するため、市民をはじめ、ボランティアやNPO法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有するとともに、教育・保育施設、学校を含めて、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、「苫小牧市子ども・子育て審議会」にて報告するとともに、市ホームページ等を通じて公表することとします。

【計画の推進体制の相関図】



資料編

1 苫小牧市子ども・子育て審議会委員名簿（令和7年3月1日現在）

区分	氏名	団体名・役職
会長	小 原 敏 生	苫小牧市医師会会員
副会長	遠 藤 明 代	苫小牧市法人保育園協議会会長
委員	岡 田 直 子	苫小牧市ファミリー・サポート・センター提供会員
委員	草 場 道 子	公募委員
委員	工 藤 信 晴	連合北海道苫小牧地区連合副事務局長
委員	今 田 和 也	苫小牧市小学校長会 大成小学校校長
委員	佐々木 栄 子	苫小牧市女性団体連絡協議会理事
委員	佐 藤 守	苫小牧市子ども会育成連絡協議会会長
委員	下 山 眞理子	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部 学校法人原学園統括園長
委員	高 橋 明 利	苫小牧商工会議所総務部長
委員	辻 川 恵 美	公募委員
委員	戸 出 照 美	苫小牧市民生委員児童委員協議会錦岡西地区主任児童委員
委員	樋 口 葵	北洋大学講師
委員	保 坂 俊 也	苫小牧青年会議所理事長
委員	渡 邊 淳 男	苫小牧市PTA連合会副会長

2 苫小牧市子ども・子育て審議会開催経過

開催回数		開催日	議題
令和5年度	第1回	令和5年 6月14日	(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度確保方策の実施状況について (2) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度施策の実施状況について (3) 今後のスケジュールについて
	第2回	令和5年 11月21日	(1) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について (2) 令和6年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について (3) 今後のスケジュールについて
	第3回	令和6年 2月20日	(1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて (2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果（速報値）について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年度	第1回	令和6年 6月26日	(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度確保方策の実施状況について (2) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度施策の実施状況について (3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み（案）について (4) 今後のスケジュールについて
	第2回	令和6年 9月18日	(1) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の量の見込みの修正について (2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の確保方策（案）について (3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（案）及び確保方策（案）について (4) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
	第3回	令和6年 11月14日	(1) 小規模保育施設の整備について (2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について (3) 令和7年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の変更について (4) 今後のスケジュールについて
	第4回	令和7年 2月13日	(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて (2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメントの結果について (3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の最終案について (4) 今後のスケジュールについて



第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：苫小牧市

編集：健康こども部こども育成課

TEL：(代)0144-32-6111（直通）0144-32-6224

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

